慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	日本の著者名典拠データにFRADを適用する際の課題
Sub Title	Issues on consistency of FRAD with Japanese name authority data
Author	向當, 麻衣子(Koto, Maiko)
Publisher	三田図書館・情報学会
Publication year	2011
Jtitle	Library and information science No.66 (2011. 12) ,p.1- 36
JaLC DOI	
Abstract	【目的】本研究の目的は, 日本国内で作成される, 日本人名・日本の団体名に関する著者名典拠データの構造や内容を分析し, 『典拠データの機能要件（Functional Requirements for Authority Data; FRAD）』 を日本の著者名典拠データに適用する上で課題となる点を検討することである。 【方法】まず, FRAD適用の要件として, 日本の著者名典拠データに（1）国際共有 のために典拠レコードに含めるべき要素を定めた, Mandatory Data Elements for Internationally Shared Resource Authority Records（MLAR）の必須要素および推奨要素が含まれていること, （2）FRADの属性, 関連の中で, 既にFRADへの対応を済ませたUNIMARC典拠フォーマット, MARC21典拠フォーマットが採用しているデータ要素が含まれていること, （3）前記（2）の各データ要素を入力可能なフィールドが存在すること, の3要件を設定した。次に, 日本国内で典拠ファイルを作成している6機関の典拠フォーマットおよびマニュアルを収集し, 各機関が典拠ファイルに記述している典拠データ要素を抽出して, UNIMARCおよびMARC21フォーマットに採用されているデータ要素とのマッピングを行い, これら3要件を満たしているか検討した。 【結果】国内の著者名典拠データは, （1）の要件はほぼ満たすが（2）と（3）の要件は満たしておらず, FRAD適用のためには, 実体「個人」,「団体」の属性, 異なる実体間の関連や, 関連の種類などのデータ要素, ならびにこれらを入力可能なフィールドを採用すべきであることが明らかとなった。さらに, 日本の典拠データに含まれるが, UNIMARC, MARC21フォーマットには採用されていない日本独自のデータ要素も明らかとなった。
Notes	原著論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00003152-00000066-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

Library and Information Science. 2011, no. 66, p. 1–36.

原著論文

日本の著者名典拠データにFRADを適用する際の課題

Issues on Consistency of FRAD with Japanese Name Authority Data

向 當 麻 衣 子
Maiko KOTO

Résumé

Purpose: The purpose of this study was to analyze structures and contents of authority data on Japanese personal and corporate names, which were made in Japan, and to clarify the degree to which such data are consistent with Functional Requirements for Authority Data (FRAD).

Methods: Consistency was measured based on three conditions: (1) the data should have mandatory and highly recommended elements prescribed in Mandatory Data Elements for Internationally Shared Resource Authority Records (MLAR), which provides the basic data elements to be included for international sharing of authority data; (2) the data should contain elements adopted by UNIMARC Manual Authorities Format (UNIMARC/A) or MARC21 Format for Authority Data (MARC21/A), which have already been modified in accordance with FRAD; (3) the data should have fields or subfields allowing the incorporation of elements by UNIMARC/A and MARC21/A. If these conditions are satisfied, then the Japanese data may be sufficiently consistent with FRAD. This paper clarifies empirically whether the Japanese authority data fulfill the three conditions or not, by examining carefully authority formats and manuals obtained from six institutions producing such data in Japan.

Results: The results show that Japanese name authority data satisfy condition (1) but not conditions (2) and (3). In order to match the Japanese name authority data with FRAD, the data should be augmented by adding some attributes of entries "Person" and "Corporate body", relationships between different entities and types of relationships. Also, fields for keeping these elements should be made available in the data. Furthermore, the examination revealed unique elements in Japan which are not included in UNIMARC/A and MARC21/A.

I. FRADの登場と適用
A. FRADの概要
B. FRADの適用例

向當麻衣子：慶應義塾大学大学院文学研究科図書館・情報学専攻
Maiko KOTO: Graduate School of Library and Information Science, Keio University
e-mail: mayizi@a8.keio.jp
受付日：2011年6月7日　改訂稿受付日：2011年8月13日　受理日：2011年8月22日

II. 日本の著者名典拠データとFRADの対照調査
A. FRAD適用の要件
B. 調査方法
C. 調査結果
III. FRAD適用への課題
A. 日本の典拠データに追加すべき点
B. 日本独自の典拠データ要素
C. 今後の課題

I. FRADの登場と適用

A. FRADの概要

パリ原則や1974年以降制定された一連の国際標準書誌記述（International Standard Bibliographic Description；ISBD）は，国際的な書誌データ作成の標準として長らく使用されてきた。ところが，書誌データ作成作業のコンピュータ化，共同分担目録事業の大規模化が，目録作業の重複を最小化して目録作成経費を削減できる可能性をもたらし，図書館は，経費削減のために目録作業を簡素化させたいと考えるようになった。そこで，共同分担をしながら最小限度の目録を作成し，電子資源など新しい形態の資料に対応可能で，しかも利用者のニーズを満たすことのできる，新しい国際標準が求められた[1]［p. 1］。

この求めに応じて，1992年から1995年にかけて，IFLA Study Group on the Functional Requirements for Bibliographic Recordsは『書誌レコードの機能要件』（*Functional Requirements for Bibliographic Records*；FRBR）[1]を開発した[2]。FRBRは，和中らによれば，“「実体関連分析（entry-relationship analysis）」の手法を用い，利用者の観点から，書誌レコードが果たす諸機能を，明確に定義された用語によって叙述し，目録の機能要件のモデル化を図ったものである”[3]。FRBRは1997年に最終報告書として発表され，その後のIFLAの積極的な推進によって，ISBDや国際目録原則覚書の改訂などに影響を与えた[4]。

FRBRは，書誌レコードの機能を勧告する目的をもち，典拠レコードでのみ扱われる個人，団体，著作，件名等の付加的なデータは対象外とされた[1]［p. 7］。そこで，1999年にWorking Group on Functional Requirements and Numbering of Authority Records（WG on FRANAR）が組織され，典拠データを対象とした機能モデルの検討が始まり，2009年6月，『典拠データの機能要件』（*Functional Requirements for Authority Data*；FRAD）がK. G. Saur社から刊行された[5]。なお，主題典拠については別途，2010年7月に刊行された『主題典拠データの機能要件』（*Functional Requirements for Subject Authority Data*；FRSAD）[6]で扱われている。

FRADの目的は，①典拠データの明確で構造化された枠組みを提供すること，②典拠データの国際的共有および利用の可能性の評価を助けることであり[5]［p. 13］，FRBRの手法を踏襲して，典拠データの構造を実体，属性，関連による実体関連モデルで表した。FRADの概念モデルは第1図のように表される。

第1図において，実線の四角は，実体を表す。グループまたは2つ以上の実体を囲む破線の四角は，その中のどれか，またはすべての実体に，隣接する矢印によって表される関係があることを示す。矢印は関連を表し，指しているのと反対方向にある実体のインスタンスが，矢印の指している実体のインスタンス1つと結びついていることを示す。双頭の矢印も関連を表し，指しているのと反対方向にある実体のインスタンスが，矢印の指している実体のインスタンス1つ以上と結びついていることを示す[5]［p. 18］。

第1図の上半分に描かれた，実体「個人」，「家族」，「団体」のグループ（FRBRの第2グループに家族が加えられたもの）と，実体「著作」，「表

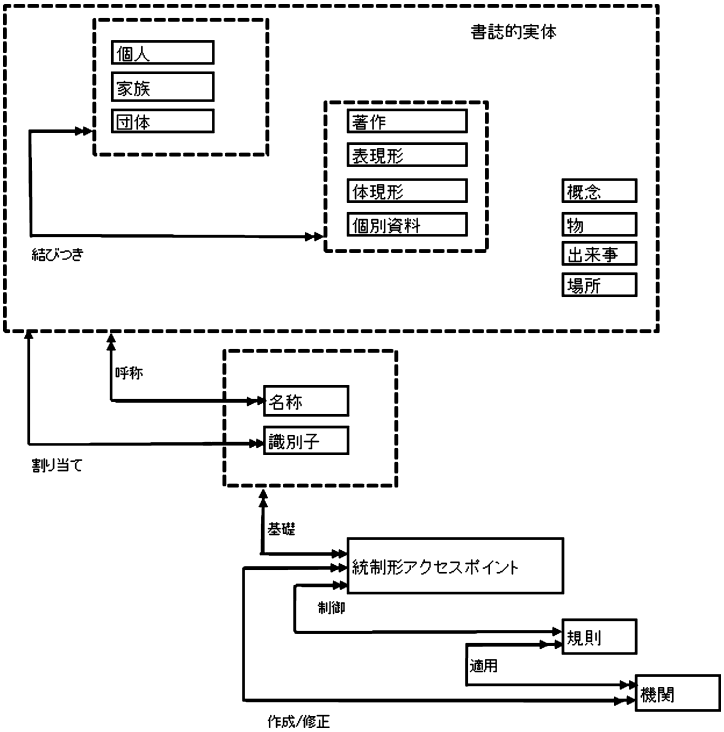

第１図　典拠データの概念モデル

現形」,「体現形」,「個別資料」のグループ（FRBRの第１グループ）の関連は，その種類の詳細が示されてはいないが，FRBRにおける「責任性」の関連と一致している。すなわち，著作は第２グループの実体によって創造され，表現形は実現され，体現形は製作され，個別資料は所有されるという関連である[1)] [p. 15]。

「書誌的実体」の破線で囲まれる実体の特定のインスタンスは，それぞれ１つ以上の「名称」で知られ，逆に，いずれの「名称」も１つ以上の書誌的実体の特定のインスタンスと結びついている。同様に，いずれかの書誌的実体の特定のインスタンスは，１つ以上の「識別子」を割り当てられているが，ある「識別子」は１つの書誌的実体の特定のインスタンスにのみ割り当てられている[5)] [p. 21]。「名称」や「識別子」は，「統制形アクセスポイント」の基礎となり，逆に「統制形アクセスポイント」は，「名称」もしくは「識別子」に基づいている。さらに，「統制形アクセスポイント」は，「規則」によって統制され，それらの「規則」は１つ以上の「機関」によって適用される。同様に，「統制形アクセスポイント」は１つ以上の「機関」によって作成されたり，修正されたりする[5)] [p. 22]。

「書誌的実体」には概念，物，出来事，場所も含まれているが，これらは主題典拠に関わるため，詳細はFRSADで扱われ，FRADでは基本的に対象外とされている。

FRBR同様，FRADも利用者タスクを定義し，各実体の属性，関連と利用者タスクのマッピングを行っている。FRADの利用者タスクは，「発見（Find)」,「識別（Identify)」,「関連の明確化（Contextualize)」,「根拠の提供（Justify)」の４つである[7)]。それぞれの利用者タスクは次のように定義されている。

発見：検索条件に合致する実体を発見する（属性，属性の組み合わせ，実体の関連を検索条件として，１つまたは一群の実体を

発見する)。また，これらの属性や関連を用いて，書誌的実体を探索する。

識別：実体を識別する（発見した実体が，探していた実体と一致することを確認し，類似する特徴を持つ2つ以上の実体を区別する)。また，統制形アクセスポイントに使用されるべき名称の形を確認する。

関連の明確化：個人，団体，著作などを文脈でとらえる。2以上の個人，団体，著作等の間の関連を明確にする。また，ある個人やある団体などと，その個人や団体などのものとして知られている名称との関連を明確にする（例えば，宗教的な名称と世俗的な名称の関連)。

根拠の提供：典拠データ作成者が，ある統制形アクセスポイントの基礎となった名称や名称の形を選んだ理由を記録する[5] [p. 83]。

FRADが想定する利用者には，(1) 典拠データを作成，維持する典拠データ作成者，(2) 典拠データに直接アクセス，または目録，全国書誌，その他のデータベースの統制形アクセスポイントを通じて間接的にアクセスして典拠情報を利用する利用者の2者があり[5] [p. 83]，「発見」，「識別」はすべての利用者に関わるが，「関連の明確化」と「根拠の提供」は（1）の利用者にしか関わらないとされている[8]。

FRADで定義される実体・属性・関連は，絶対的なものではなく，それら全てを典拠データに反映させる必要もないもので，典拠データ作成機関が必要に応じ実体・属性・関連を選択することになっている[5] [p. 59]。例えば，FRADの概念モデルに基づいて，テネシー大学図書館のデジタルコレクション用に典拠ファイルを構築した例では，実体「家族」を関連として取り扱い，実体「場所」を属性として取り扱うなどの便法が講じられている[9]。

B. FRADの適用例

テネシー大学のほかにも，欧米ではFRAD概念モデルを使用して典拠データ要素を検討したり，確定したりしている例がある。

米国の音楽図書館協会書誌コントロール委員会（Music Library Association's Bibliographic Control Committee）のワーキンググループは，2008年，音楽著作の典拠レコードを収集し，それらのレコードのデータ要素と，対応するFRBRとFRADの実体，属性とをマッピングすることで，音楽の著作レコードに必要な要素と属性を確定した[10]。米国の博物館・図書館情報サービス機構（Institute of Museum and Library Services; IMLS）の助成を受けてインディアナ大学が行っている，音楽演奏とその楽譜をデジタル化して保存・提供するデジタル図書館用ソフトウェア作成を目的としたVariations3プロジェクト（2005～2008）では，Variations3用にFRBR，FRADをどのように適用するかを検討し定義した。2008年に発表したレポートには，FRADの実体ごとに，Variations3で採用する関連と属性，採用しない関連と属性が明記されている[11]。

英国の情報システム合同委員会（Joint Information Systems Committee; JISC）が資金を拠出するNames Project（2007～2009）[12]は，英国のリポジトリの名称典拠に必要な要件を検討することを目的としたもので，プロジェクトの一環としてFRADを分析し，リポジトリに必要なデータ要素をFRADから抽出した[13]。さらに，FRADと別の標準，例えば*MARC21 Format for Authority Data*（以下MARC21/A）や*International Standard Archival Authority Record for Corporate Bodies, Persons, and Families*（以下ISAAR（CPF））等のデータ要素とのマッピングも行った[14]。

国際的な典拠データ交換用フォーマットである*UNIMARC Manual Authorities Format*（以下UNIMARC/A）はFRADに準拠する形で2009年に第3版に改訂された[15]。共同構築典拠ファイルの代表格とも言えるLC名称典拠ファイル（LC Name Authority File; LCNAF）のフォーマットであるMARC21/Aは，*Resource Description and Access*（以下RDA）の草案公開を受けて2009年から2010年にかけて改訂が行われ[16]，RDAで定義された要素が追加されている。RDAはFRBR,

FRADに準拠した目録規則であるため[17]，MARC21/AはFRAD準拠に改訂されつつあると言える。以上のように，欧米ではFRADの導入準備が進んでいる。

典拠データの国際的共有は，各図書館の典拠レコード作成作業の負担を減ずることに加えて，日本人が作成した，正しい表記による正確な日本人名・団体名等の標目が海外から利用可能となれば，海外の利用者にとっても検索の利便性の向上につながる。効率的な典拠データの国際的共有のためには，日本においてもFRADに準拠した典拠データを作成することが望ましいと考えられる。しかし，現在までのところ，日本の典拠データの内容やFRADに関する研究がほとんどなされていない。そこで，本研究は，日本で作成される，日本人・団体の著者名典拠データに含まれるデータ要素を明らかにして典拠データの構造と内容を把握するとともに，これらの要素を既にFRADを適用しているUNIMARC/A，MARC21/Aのデータ要素と対照し，国内データに不足する点，逆に国内にしか見られない点等を明らかにすることで，日本の典拠データにFRADを適用する上で課題となる点を示すことを目的とする。

II.　日本の著者名典拠データとFRADの対照調査

A.　FRAD適用の要件

日本の著者名典拠データへのFRAD適用可能性を検討するために，次の3要件を設定し，日本の著者名典拠データがこれらの要件を満たすかどうかを調査した。3要件とは，日本の著者名典拠データに，(1)国際共有のために典拠レコードに含めるべき要素を定めた，MLARの必須要素および推奨要素が含まれていること，(2)FRADの属性，関連の中で，既にFRADへの対応を済ませたUNIMARC/A，MARC21/Aが採用しているデータ要素が含まれていること，(3)前記（2）の各データ要素を入力可能なフィールドが存在すること，である。

（1）の要件にあるMLARとは，1996年に発足したIFLAのWorking Group on Minimal Level Authority Records and ISADN（以下WG on MLAR）が1998年に公開した最終報告書のことである。MLARは，典拠レコードの国際共有のための必須（Mandatory）要素と選択的（Optional）要素を提示した[18]。WG on MLARの勧告を受けて，後のFRADを策定するWorking Group on Functional Requirements and Numbering of Authority Records（以下WG on FRANAR）が創設された。WG on MLARのメンバー6名中4名がWG on FRANARにも参加しているため，FRADはMLARの影響下にあると言える。FRADでは，典拠レコードに必ず含めなければならない要素を定義していないが，それはMLARが必須要素を提示済みであるためだと，2002年から2009年までWG on FRANARの主査であったGlenn E. PattonがメーリングリストAUTOCAT上で述べている[19]。

以上のことから，MLARが示す要素はFRADの前提となっていると言えるので，日本の典拠データへのFRADの適用可能性を見る際に，MLARの各要素が日本の典拠データに含まれるかどうかを明らかにすることは重要である。

MLARで示されたデータ要素は，レコード識別子，言語，典拠，参照：異形（を見よ），参照：関連標目（をも見よ），並列典拠標目，注記の7ブロック計67要素であり，このうち必須要素は19要素，選択的要素は48要素である。選択的要素の中でも推奨要素（Highly recommended）が特に3要素提示されている。

本研究では，これらの要素のうち，必須要素と推奨要素の計22要素は，日本の典拠データにFRADを適用する上で最低限必要であると考え，要件の1つとした。

次に（2）の要件について説明する。FRADが示す属性や関連は，「個人に結びつくその他の属性」など，具体的な要素ではなく複数の要素を包括した場合もあり，そのままでは日本の典拠データ要素との比較は困難である。そこで，FRADに対応して既に改訂されているUNIMARC/AおよびMARC21/Aが採用しているFRADの各実体の属性・関連にあたる要素について，国際的共有のために採用することが特に望ましい要素であると

みなし，日本の典拠データがこれらの要素を採用していることを，FRAD適用の2つめの要件とした。

最後に(3)の要件について説明する。UNIMARC/A，MARC21/Aに採用されているFRADの各データ要素が日本の典拠データに含まれていたとしても，これらがそれぞれ独立したフィールドに記入されるのか，注記エリアなどに自然言語の羅列として記入されるのかは大きな違いである。FRADの5章における各関連の説明では，“この関連は通常，各実体に与えられた典拠形名称間のリンク（をも見よ参照）および/または注記によって表現される”[5]［p. 61］のように，注記エリアで関連を表現することを許容する記述が見られる。しかし，注記エリアのみで表現すればよいという記述はない。

注記エリアの内容は，例えばVIAF[20]においては他の典拠データベースの標目とリンクされない。また英語以外の言語で書かれた場合，他国の典拠ファイルとの情報交換を困難にする。したがって，FRADの記述はむしろ，「をも見よ参照」での表現を推奨していると見るべきである。実際，UNIMARC/AやMARC21/Aの改訂では，フィールドの数は増加しており，FRADで示された属性や関連を独立したフィールドで表現できるように，新しいフィールドや関連コードを追加している。そこで，各データ要素に専用の入力フィールドが用意されていることを，FRAD適用の3つめの要件とした。

本研究では，日本の著者名典拠データが以上の3要件を満たすとき，FRAD適用可能性が高まると考える。

B. 調査方法

日本国内には現在，複数の典拠データ作成機関が存在し，それぞれの機関が独自の典拠フォーマットやマニュアルを用いて典拠ファイルを構築している。日本で作成される，日本人・団体の著者名典拠データに含まれるデータ要素を網羅的に明らかにするためには，単一の機関の典拠データ要素を調査するだけでは不十分であり，複数機関の典拠データ要素を調査する必要がある。そこで，個々の典拠データ作成機関が使用している典拠フォーマットやマニュアル（以下マニュアル）を用いて，典拠レコードに入力される典拠データ要素を抽出した。注記に書かれる具体的内容など，公開されているマニュアルからだけでは読み取れないデータ要素を見るために，各機関が公開していない内部用のマニュアルについても可能な限り収集に努めた。

まず，各機関で使用されているマニュアルを収集するため，文献調査などから典拠データを作成していることが明らかな図書館に対し，典拠データ作成に使用しているマニュアルの提供を依頼した。その結果，4館から機関独自のマニュアルの提供を受けることができた。さらに，商用MARCを販売している2社に依頼し，マニュアルの提供を受けた。これに音楽資料用MARCデータを販売している株式会社トッカータのマニュアルと，国立情報学研究所がWeb上で公開しているNACSIS-CATコーディングマニュアル等のマニュアルを加えた。図書館から提供された4マニュアルのうち，2つはNACSIS-CAT参加機関のマニュアルであり，NACSIS-CATのマニュアルの内容を補足するものであった。このため，これらの2マニュアルについて，調査ではNACSIS-CATのマニュアルと統合し，1つのマニュアルとして扱った。文献によって知られる限りでは，国内で独自のフォーマットを使用している主要な典拠ファイル作成機関は，この6機関でほぼ網羅されていると考えられる[21]。

次に，収集した各機関のマニュアルから，日本の個人名・団体名の著者名典拠レコードに記入される典拠データ要素を抽出した。著者名典拠のみを対象としたのは，日本国内では日本目録規則（NCR）によって，統一タイトルは無著者名古典，聖典および音楽作品の範囲内で適用することと規定されており[22]，網羅的な統一タイトル典拠が未整備と思われるためである。日本の個人名と団体名に対象を限ったのは，日本の典拠データに特有の事情を見るためである。ただし，翻訳書で原著者の氏名が情報源上にカタカナ表記されて

いて，当該カタカナ表記を典拠レコードに含める場合等，日本特有の事情と思われる場合は，外国人名・団体名であってもデータ要素抽出の対象とした。

データ要素抽出の手順は次のとおりである。1) 各機関のマニュアルからデータ要素をフィールドタグ別に抜き出す。マニュアル内に「タグとデータ要素」の対照表がある場合はそのデータ要素そのものを抜き出す。対照表がない場合は本文から，データ要素と思われるものを抜き出す。対照表がある場合もさらに本文を読んで追加，訂正する。2) 同じマニュアル内でタグは違うが同じ内容と思われる要素は統合する。3) 各マニュアルで，要素名は違うが同じ内容と思われる要素は統合する。

データ要素抽出の際，マニュアルだけでは不十分な場合は，その機関が使用している各種目録規則なども参照した。使用目録規則等は，マニュアル中の記載および事前に行った質問紙調査での回答から判断した。収集したマニュアルおよび参照した目録規則等を第1表に示す。商用MARC作成機関1（以下商用1）については，データ要素「著者紹介」に記述される内容など，マニュアルからは分からない記述内容について，電子メールを用いて担当者に問い合わせを行った結果も含んでいる。問い合わせは2010年5月および12月に行った。ただし，商用1が社内用に記述している内部メモの内容は調査結果に含まれない。商用MARC作成機関2（以下商用2）についても，商用2の典拠レコードを使用するクライアント用のマニュアルに範囲を限定し，外部公開されない内部的なメモの内容は調査結果に含めていない。

各マニュアルが，あるデータ要素を採用しているかどうかは，そのデータ要素を入力できるかどうかで判断し，決定した。さまざまなデータ要素を実際の典拠レコードに入力するかどうかは，情報源に記載があるかどうかなど個々の状況によって異なるが，マニュアルの本文や例などに，そのデータ要素が出現すれば，採用しているとみなした。本文や例に出現しなくても，目録規則等から明らかであれば，採用しているものとした。

マッピングは，Tom Delseyが2002年にMARC21のデータ要素と，FRBRの実体・属性・関連および利用者タスクを対応づけた研究で使用されている手法である[23]。橋詰はこの手法がFRBRでMARCを分析する際の基本的なやり方であると評価し，この手法を援用してJAPAN/MARCフォーマットをFRBRにより分析している[4]。JISC Names Projectが2008年に行ったFRADとMARC21/A，ISAAR（CPF）等のデータ要素とのマッピングは，利用者タスクをマッピングに含めていないが，基本的にはMARC21とFRBRとのマッピングと同様の手法である[24]。本研究においてもこれらの研究を参考に，マッピングの手法を踏襲した。本研究には利用者タスクの詳細な分析までは含めず，したがって利用者タスクのマッピングは行っていない。ただし結果の分析では，一部利用者タスクを考慮する。

なお，第1表を除く本稿のすべての表中では，NACSIS-CATマニュアルを「NC」，トッカータマニュアルを「Toc」，UNIMARC/Aを「UNI」，MARC21/Aを「21」と表現する。

C.　調査結果

1.　MLARと日本の典拠データ要素との対照

MLARで示される必須要素ならびに推奨要素が，国内の典拠マニュアルに含まれるかどうかを調査した。典拠マニュアルに含まれる数の多い順に第2表に示す。ほとんどの必須要素が，日本国内の典拠マニュアル6マニュアルの半数にあたる，3マニュアル以上に含まれていることが分かった。19の必須要素のうち，2マニュアル以下にしか含まれないデータ要素は，「記述レベル」，「個別化された / 個別化できない個人名の別」，「実体の国籍」，「ISADN」の4要素だけであった。

「記述レベル」とは，レコードの完成度を示すコードであり，そのレコードが必要なデータをすべて収録した完全なものか，記録されていないデータのある不完全なものかを表す。不完全であれば，担当者が後で不足する情報を追加して完全なレベルに変更する。この要素は基本的に目録担当者のためのものである。

第1表　収集・参照したマニュアル / 目録規則一覧

使用機関	マニュアル / 目録規則	発行 / 更新年月	入手方法[3]
国公立図書館1	国公立図書館1　マニュアルA（該当部分のみ）	2009年3月	提供
	国公立図書館1　マニュアルB（該当部分のみ）	2010年4月	提供
	国公立図書館1「日本目録規則1987年版改訂版」適用規則の一部	2000年4月	公開
国公立図書館2	国公立図書館2　マニュアル	2010年9月	提供
	JAPAN/MARCマニュアル 典拠編　第1版	2003年	公開
	国公立図書館2「日本目録規則1987年版改訂3版」適用細則の一部	2009年8月	公開
	日本目録規則1987年版改訂3版	2006年6月	
商用MARC作成機関1	商用MARC作成機関1　マニュアル	2005年5月	提供
	商用MARC作成機関1「日本目録規則1987年版改訂版」適用規則の一部	1997年6月	提供
	日本目録規則1987年版改訂2版	2001年8月	
商用MARC作成機関2	商用MARC作成機関2　マニュアル	2003年3月	提供
	商用MARC作成機関2　著者名典拠ファイル案内用小冊子	2009年4月	提供
	日本目録規則1987年版改訂2版	2001年8月	
NACSIS-CAT	目録システムコーディングマニュアル	2010年5月	公開
	目録情報の基準　第4版	1999年12月	公開
	目録システム利用マニュアル　第5版	2003年3月	公開
	日本目録規則1987年版改訂版	1994年4月	
	参加機関A（大学共同利用機関法人）のマニュアル：タイトル不明（付録部分のみ）	2010年3月	提供
	参加機関B（私立大学図書館）の典拠作成マニュアル	2006年5月	提供
株式会社トッカータ	Music Cataloging Took Kits 2007[1]	2009年12月	販売
	Anglo-American cataloguing rules 2nd ed	不明[2]	
	Library of Congress Rule Interpretations（LCRI）	不明[2]	

[1] 2010年12月の更新分については電子メールにて追加提供を受けた。
[2] マニュアル中にいずれの更新版を使用するかは明記されていない。本研究ではそれぞれの最新版を参照した。
[3] 入手方法
提供…依頼により提供を受けたもの
公開…Webなどで公開されているもの
販売…当該機関から購入したもの
空欄…書店などで入手できるもの

「個別化された / 個別化できない個人名の別」は，レコードに典拠形標目として入力されている個人名が，同じ名前を持つ別の人物と区別（個別化）されているかを示すコードである。個別化するのに十分なデータがない場合は，そのレコードに「個別化できない」コードを入力する。国内の典拠マニュアルではトッカータのみがこれを入力している。これも，目録担当者のための要素である。

「実体の国籍」は，トッカータが「地域コード」に国籍を入力することが可能である以外は，入力しているものはなかった。

「ISADN」は，MLAR発表当時検討中であった国際標準典拠データ番号（International Standard

第2表　MLARの必須・推奨要素と国内典拠データ要素

必須/推奨	MLARに示されるデータ要素		日本国内の典拠マニュアル						
	ブロック	データ要素	国公立1	国公立2	商用1	商用2	NC	Toc	計
必須	レコード識別子	典拠ID	○	○	○	○	○	○	6
必須	レコード識別子	レコード作成日付（登録日付）	○	○	○	○	○	○	6
必須	レコード識別子	バージョン識別子	○	○	○	○	○	○	6
必須	典拠	レコード作成機関コード	○	○	○	○	○	○	6
必須	典拠	実体のカテゴリ	○	○	○	○	○	○	6
必須	典拠	典拠形標目	○	○	○	○	○	○	6
必須	参照：関連標目（をも見よ）	をも見よ参照形標目	○	○	○	○	○	○	6
必須	参照：異形（を見よ）	を見よ参照形標目	○	○	○	○	○	○	6
必須	注記	出典資料	○	○	○	○	○	○	6
必須	典拠	目録規則	○	○	○	○		○	5
必須	言語	目録用言語	○	○	○	○		○	5
必須	言語	目録用文字	○	○	○	○		○	5
必須	レコード識別子	レコード状態		○	○	○		○	4
必須	レコード識別子	レコードタイプ	○	○	○			○	4
必須	言語	文字セット		○		○		○	3
必須	レコード識別子	記述レベル		○				○	2
必須	典拠	個別化された/個別化できない個人名の別						○	1
必須	典拠	実体の国籍						○[1]	1
必須	レコード識別子	ISADN							0
推奨	注記	実体に関する伝記的，歴史的，またはその他の情報	○	○	○	○	○	○	6
推奨	注記	公開する一般注記		○	○	○	○		4
推奨	注記	出典にしなかった資料						○	1

[1] 国籍ではなく現在の所在地等が付与される可能性もある

Authority Data Number）のことである。しかし，WG on MLAR解散後もISADNの検討を続けてきたWG on FRANARは，2008年に発表したレポートの中でISADNの実現見送りを勧告したため[25]，現在，ISADNは運用されておらず，事実上必須データ要素ではない。

このように，MLARの必須要素のうち，日本の典拠データに欠けている要素は4要素あり，必須要素を完全に満たしてはいない。しかし，「実体の国籍」以外はどれも目録担当者のためのデータまたは現在は必須と言えないデータであった。目録担当者のためのデータ要素も可能な限り採用すべきではあるが，典拠情報を利用する利用者と，典拠データ作成者の両方が必要としているデータ要素ではないため，目録担当者のためのデータ要素を欠くことが，典拠データとして致命的な不足であるとまでは言えない。

選択的要素である3要素のうち，6マニュアル

の半数に当たる3マニュアル以下にしか含まれなかったデータ要素は，「出典にしなかった資料」のみであった。「出典にしなかった資料」とは，目録作成者が調査したが，アクセスポイントに関する情報が掲載されていなかった資料名のことであり，これを記録しておくことで，次の目録作成者が重複して同じ資料を参照する無駄を省くことができる。国内ではトッカータがこの目的のためのフィールドを設けているのみであった。

「出典にしなかった資料」も，目録担当者向けのデータ要素であり，この要素を欠くことが，典拠データにとって致命的であるとは言えない。

2. UNIMARC/A，MARC21/Aが採用するデータ要素との対照

FRADに示されている属性，関連のうち，UNIMARC/A，MARC21/Aが採用しているデータ要素について，日本の典拠データ要素と対照した。対照は，FRADの実体ごとに行った（第3表から第9表）。各実体の属性や関連のうち，「個人に結びつくその他の情報」など，複数のデータ要素を包含している属性については，その属性に属するデータ要素を「属性中の要素」の列に挙げた。UNIMARC/A（2009年刊行の第3版）とMARC21/A（2010年10月の更新no. 12までを含む）のデータ要素はその本文や例から抽出し，MARC21/AについてはRDAも参考にした。FRADの本文にデータ要素の内容について記述がある場合は「属性中の要素」を挙げる際の参考にした。すべての対照表において「属性中の要素」または「関連中の要素」が空欄の場合は，当該属性または関連そのものを，データ要素とみなしている。表の最右列には，該当するデータ要素を採用している国内マニュアル数の合計を示した。マッピングの作成に当たってはJISC Names ProjectのMARC21/AとFRADのマッピング結果[14]を参考にしたが，一部のデータ要素に対しては当てはめた属性や関連が異なるものもある。

DelseyはFRBRで定義されている実体のほかに，データ管理に関する実体として「レコード」，「セグメント」，「フィールド」，「データ要素」およびそれぞれの属性，関連を定義してMARC21とのマッピングを行った[23]。実体「レコード」の属性には，例えば典拠レコードの長さを示す「フィールド長」や，新規・訂正・削除などレコードの状態を表す「レコード状態」などが定義されている。JISC Names Projectでもこれらの実体・属性・関連を含めたマッピングを行っている[14]。しかし，このようなデータ管理に関するデータについての情報が，収集したマニュアルから必ずしも得られなかったため，これらのデータについては本調査の対象外とした。

a. 実体「個人」の属性と関連

UNIMARC/A，MARC21/Aが採用する実体「個人」の属性データ要素と国内マニュアルのデータ要素を対照し，第3表に示した。実体「個人」には14の属性が定義されており，UNIMARC/A，MARC21/Aのいずれかまたは両方に含まれるデータ要素の総数は36であった。このうち国内の半数以上のマニュアルで採用されていたデータ要素数は10で，データ要素総数に占める採用率は27.78%であった。

UNIMARC/A，MARC21/Aのうち，2009年のFRAD刊行以後に追加された要素は「●」で示した。国内マニュアルで採用されていないデータ要素の多くは，UNIMARC/A，MARC21/Aが2009年以降に追加した要素であることがわかる。したがって，2009年より前は，国内マニュアルがUNIMARC/A，MARC21/Aと比べてデータ要素が特別に少なかったということはなく，実体「個人」の属性に関する現在の国内典拠データ要素の不足は，2009年以降に顕著になったと言える。

以下，国内マニュアルで半数未満しか採用されていなかったデータ要素を中心に，詳細を検討する。

「性別」，「性別の期間（性転換をした場合等の，以前の性別であった期間）」，「詳細な住所」，「電子メールアドレス」，「電話番号」，「電子的な情報」は，本人のプライバシーに関わる部分であり，日本では入力されにくい情報である。

国立国会図書館は，「書誌データの基本方針と書誌調整：基本方針」における，目録情報と個人

第 3 表　UNIMARC/A，MARC21/A が採用する実体「個人」の属性データ要素

FRAD		UNI	21	日本国内の典拠マニュアル						
実体「個人」の属性	属性中の要素			国公立 1	国公立 2	商用 1	商用 2	NC	Toc	計
個人に結びつく日付	個人の生年	○	○	○	○	○	○	○	○	6
	個人の没年	○	○	○	○	○	○	○	○	6
	個人の活躍時期	○	○		○	○	○		○	4
	活動開始年	●	●						◎	1
	活動終了年	●	●						◎	1
	居住開始年	●	●						◎	1
	居住終了年	●	●						◎	1
	所属開始年		●							0
	所属終了年		●							0
個人の称号		○	○		△		○		○	3
性別		○	●		○				○	2
出生地		●	●	○	○	○		○	○	5
没地		●	●						◎	1
国		○	●						○	1
居住地		●	●		○				○	2
所属		●	○	○	○	○	○	○		5
アドレス	詳細な住所	●	●							0
	電子メールアドレス		●							0
	電話番号	●								0
個人の言語		●	●						◎	1
活動分野		●	●			○			◎	2
職業		●	○	○	○	○	○	○	◎	6
伝記 / 経歴	職歴		●		○	○			◎	3
	名称の変遷	●				○			○	2
	取得学位（博士号）		○			○		○		2
	国籍変更の事情	●								0
	以前の所属		○			○				1
	性別の期間		●							0
個人に結びつくその他の情報	世系	○	○	○	○	○	○	○	○	6
	その他	○	○	○	○	○	○	○	○	6
	活動地	●							○	1
	電子的な情報（画像，HP など）	○	○						○	1
	その他の場所	●	●						◎	1
	関連する場所の期間開始年	●	●						◎	1
	関連する場所の期間終了年	●	●						◎	1
	個人名に結びつくその他の語	○	○							0

△：新規典拠ファイル作成時は入力しない

●：2009 年以降に追加された要素。ただし，同じ属性が 2 以上のフィールドに入力される場合，2008 年以前から存在するフィールドが 1 つ以上あれば，○とした。

◎：2010 年 12 月に追加された要素。ただし，同じ属性が 2 以上のフィールドに入力される場合，2010 年 11 月以前に存在するフィールドが 1 つ以上あれば，○とした。

情報の取扱いについての記載の中で，“典拠ファイルに記録し，保有する項目は，目録作成において，著者等を確実に同定識別するために必要な最小限のもの”[26]としている。

NACSIS-CATコーディングマニュアルにも，“著者個人の同定識別のために記録される各種情報については，必要最小限に留めることが，個人情報の保護・プライヴァシー保護の観点から，望ましいことである。したがって必要以上の記述は仮に情報が得られたとしても，行わないことの方が望ましい場合もある。”[27]とあり，例え判明したとしても，自宅の電話番号，自宅の住所，連絡先は記述しないことになっている。

一方，日本図書館協会目録委員会による「個人情報保護と日本目録規則（NCR）との関係について」には，個人情報保護法が適用される図書館において，公刊物から採取した個人情報を目録レコードに転記したり公開したりすることに問題はなく，他方，公刊物以外の情報源から取得した個人情報で，本人の同意を得ていないものについては，採取して目録レコードを作成することは可能だが，その部分を公表することはできないとある[28]。目録レコードに典拠レコードも含まれると考えた場合，公刊物上の情報から典拠データを作成すれば，生年月日やメールアドレス等の情報を典拠レコードに記述し公表することは問題ないということになる。

このように，日本では公刊物から採取した個人情報を典拠レコードに記述することは法律的に問題ないと解されるものの，実際の典拠レコードには必要最小限の情報しか記述されておらず，個人の識別情報を増加しようとするFRADの方針とは大きく異なる。典拠レコード作成に際しては本人回答や本人ホームページから情報を得ることもあるが，現状ではこのような情報は外部に公表できないため，他の典拠データ作成機関との共有を図ることが難しくなっている。

場所に関するデータ要素では，「没地」，「国」，「居住地」，「活動地」，「その他の場所」の採用が少なかった。「国」とは，UNIMARC/Aでは個人の国籍を指すが，MARC21/Aでは“関連する国”[29]のことを指しており，必ずしも国籍のことではない。日本名を持っていても外国籍の著者がいるので，国籍や関連する国を記述することは個人識別の上で重要である。国内マニュアルではトッカータ以外，「国」の要素を採用していない。

「個人の言語」は個人が使用する言語である。翻訳書の原作者の識別等に便利な要素だと思われるが，国内ではトッカータが2010年12月の更新で採用した以外は，採用されていない。

「個人名に結びつくその他の語」とは，UNIMARC/AやMARC21/Aでは「Sir.」や「Mrs.」などの敬称，「Saint.」など聖人に結びつく語がこれに当たる。日本人名には一般的にこのような語句がつかず，NCRでもこのような語について規定していないために国内マニュアルではこれらの要素を記述しないことになっているが，西洋人名についてはこの限りではない。例えば国公立1では，「St.」（Saintの略）のつく名は「St.」がついた形のまま標目にするという規定がある。

UNIMARC/A，MARC21/Aが採用する実体「個人」の関連データ要素と国内マニュアルのデータ要素を対照し，第4表に示した。実体「個人」には17の関連が定義されており，UNIMARC/A，MARC21/Aのいずれかまたは両方に含まれるデータ要素の総数は23であった。このうち国内の半数以上のマニュアルで採用されていたデータ要素数は11で，データ要素総数に占める採用率は47.83%であった。

各関連を表現するにあたり，複数種類のデータ要素が考えられる場合は「関連中の要素」に示した。関連は実体と実体を双方向につなぐものであるので，例えば，実体「個人」と実体「団体」のメンバー関連を表す際に，典拠形標目として個人名が示され，参照形や注記などに団体名が示される場合（「所属団体名」）と，典拠形標目として団体名が示され，参照形や注記などに個人名が示される場合（「構成員名」）の2通りが考えられる。このような場合も，本調査ではFRADではその関連がどちらの実体の関連として取り扱われているかに倣い，「構成員名」を団体の関連データ要素としては扱わず，実体「個人」の関連データ要

第 4 表　UNIMARC/A，MARC21/A が採用する実体「個人」の関連データ要素

FRAD		UNI	21	日本国内の典拠マニュアル						
実体「個人」の関連	関連中の要素			国公立 1	国公立 2	商用 1	商用 2	NC	Toc	計
呼称する / される関連⇔名称		○	○	○	○	○	○	○	○	6
割り当てる / 割り当てられる関連⇔識別子			●							0
筆名関連⇔個人		○	○	○	○	○	○	○	○	6
世俗関連⇔個人		○	●			○			○	2
宗教関連⇔個人		○	●			○			○	2
公務関連⇔個人		●	●			○				1
帰属関連⇔個人		●	●						○	1
協働関連⇔個人		○	○	○	○		○		○	4
兄弟姉妹関連⇔個人		●	▲							0
親子関連⇔個人	親の名	●	▲							0
	子の名	●	▲							0
メンバー関連⇔家族	所属家族名	●	●							0
	構成員名	●	●							0
メンバー関連⇔団体	所属団体名	●	▲	○	○	○	○	○		5
	構成員名	●	●			○				1
筆名関連⇔個人の名称		○	○	○	○	○	○	○	○	6
前の名称関連⇔個人の名称		○	○	○	○	○	○	○	○	6
後の名称関連⇔個人の名称		○	○	○	○	○	○	○	○	6
他の言語形関連⇔個人の名称		○	○	○	○	○	○	○	○	6
その他の異名関連⇔個人の名称	その他の異名	○	●	○	○	○	○	○	○	6
	個人の本名	○	○	○	○	○	○	○	○	6
	個人のイニシャル形（略語関連）	○	○		○	○			○	3
	以前の標目形		○						○	1

●：第 3 表に同じ
▲：2009 年以降に追加され，入力は理論的に可能であるが，目録規則（RDA）には入力が指示されていない。

素として扱った。

名称との「呼称する / される関連」は，実体「個人」と実体「名称」との関連である。本調査では実体「名称」は基本的に典拠レコード上に現れない実体であると考えた。しかし，実体「個人」は概念的には必ず何らかの「名称」で呼称されると考えられるので，「呼称する / される関連」はすべてのマニュアルで採用されているとみなした。実体「家族」，「団体」でもこの関連については同様に扱った。

識別子との「割り当てる / 割り当てられる関連」は，FRAD 概念モデル上「名称」と同等の機能を果たす実体「識別子」と実体「個人」との関連である。国内マニュアルでは，現在のところ「個人」や「団体」などの実体に対して統一的な識別子が与えられることはないので，この関連は存在していない。

実体「個人」の関連には，「名称」，「識別子」

との関連以外に，「個人」，「団体」など他の実体との関連，および「個人の名称」との関連がある。

実体「個人」と「個人の名称」との関連とは，前の名称，後の名称，他の言語形の名称などとの関連である。「筆名関連」（個人と，その個人によって使用される1つ以上の筆名との関連）は，「個人の名称」との筆名関連と，実体「個人」との筆名関連の両方が挙げられている。同一人物について，筆名を含む2件以上の典拠形標目が存在しそれぞれに典拠レコードが作成される場合は，各レコードの典拠形標目に記述される名前がそれぞれ「個人」として扱われるので，実体「個人」との筆名関連となる。同一人物について1件の典拠形標目しか存在せず，その他の筆名や本名などは典拠形標目とならない場合，それは「個人の名称」との筆名関連となる。

「世俗関連」（聖職者とその世俗人としてのアイデンティティとの関連），「宗教関連」（個人とその宗教上の名前との関連），「公務関連」（個人とその公務上の名前との関連）についても，実際には同一の人物であるが，複数の標目形をもつ場合における，実体「個人」との関連である。一方，FRADでは，実際に同一人物でない，完全に別の実体「個人」との関連も存在する。

「帰属関連」とは，ある人物の作品が，故意にあるいは誤って別の人物の作品とみなされていた場合の，人物同士の関連であり，実体「個人」と，まったく別の実体である「個人」との関連である。

「協働関連」は，例えばある個人が別の個人と共同で作品を創作した際に使用した共同筆名と，その個人一人だけの名称との関連である。「帰属関連」と違い，まったくの他人との関連ではないが，同一人物の関連とも言い難く，別の実体「個人」との関連と考えるのが妥当である。

「兄弟姉妹関連」，「親子関連」は，実体「個人」が属する家族のほかの実体「個人」との関連である。家族との「メンバー関連」は，実体「個人」が属する実体「家族」との関連である。

このように，FRADでは，実際には同一人物である「個人」と，他人である「個人」とを一様に実体「個人」の関連として扱っているが，これは利用者の混乱を招くように思われる。さらに，同じ筆名関連であるのに，典拠形標目が複数存在すれば実体「個人」の関連，存在しなければ「個人の名称」の関連となることもわかりにくい。FRADにおいて実体「個人」には，自然人だけでなく，筆名等を用いて表現される人格をも含むと定義されており[5]［p. 24］，よって現行の典拠ファイルで典拠形標目として成立するものが一律「個人」として扱われるように思われる。典拠ファイルを用いて人物の同定をしようとする利用者にとっては，典拠形標目であるかどうかよりも，同一人物であるか否かのほうが重要な情報であるので，実体「個人」の関連と「個人の名称」の関連については，これらの関連を採用する各機関で整理する必要があるだろう。

同一人物を除く，他の実体との関連のうち半数以上の国内の典拠マニュアルが採用しているデータ要素は，「協働関連」，「所属団体名」のみであった。このうち「所属団体名」は，実体「個人」の属性「所属」とまったく同一のデータ要素であるので，「所属」と結果が重複している。国内マニュアルでは，「所属」はすべて注記エリアに記述されている。UNIMARC/AやMARC21/Aは注記のほか，参照形フィールドに所属団体名を記述して関連を示すことが可能なので，記述の性質が異なるが，「所属」が記述されていれば，この関連は採用しているものとみなした。

「個人の名称」との関連は，ほとんどの国内マニュアルが採用していた。「他の言語形関連」には，外国人名が資料現物にカタカナで表記されていた際に，原語形を参照形や注記に記述する場合を含んでいる。イニシャル形が国内で採用されていないのは，本調査の対象が日本人名であり，日本人名には西洋人名ほどイニシャルが含まれていないことが要因と考えられる。

他の実体との関連は，UNIMARC/A，MARC21/Aでも2009年以降に採用されているものが多い。MARC21/Aは2009年10月の更新[30]において，関連語を自由に入力し，参照形フィールドに

挿入することを可能としたので，理論上はすべての関連を表現することが可能となった。ただし，RDA に規定のない関連は，当面採用されないと考えられるので，表中は「▲」としている。「兄弟姉妹関連」,「親子関連」,「所属団体名」は，RDA に現在のところ採用されていない。しかし，FRAD は，これまで典拠レコードに記述されていなかった，他の実体との関連についても積極的に記述し，利用者の利便性を高めようとしており，UNIMARC/A は実際にこれを採用しているので，将来的にこれらの関連が採用される可能性はある。

国内では，家族との「メンバー関連」や,「親子関連」,「兄弟姉妹関連」は採用されていない。5 マニュアルで採用されている「所属団体名」もすべて注記エリアに記述されている。これらのことから，国内では実体「個人」と他の実体との関連は基本的に採用されていないことが分かった。

b.　実体「家族」の属性と関連

実体「家族」は，FRBR には存在せず，FRAD で新たに追加された実体である。英米目録規則第 2 版には家族名を標目とすることについて記載されていないため[31]，英米目録規則を使用する国々では，これまで家族名は件名標目として使用する以外は基本的に採用してこなかった。

RDA 付録 I では，著者とは“著作の創作に責任を持つ個人，家族，団体”[17] と定義されており，家族も著者として扱われることになっている。現在のところ，UNIMARC/A 中では，著者名として家族名を使用した例は見られないし，MARC21/A にも，家族名を著者標目としたレコードの例は掲載されていないが，今後は家族名を標目とした著者名典拠レコードが作成される可能性がある。

国内では，すべてのマニュアルが家族名を著者標目として採用していなかった。そのため，実体「家族」については国内典拠マニュアル採用要素の対照表を作成することができなかった。

c.　実体「団体」の属性と関連

UNIMARC/A，MARC21/A が採用する実体「団体」の属性データ要素と国内マニュアルのデータ要素を対照し，第 5 表に示した。実体「団体」には 7 の属性が定義されており，UNIMARC/A，MARC21/A のいずれかまたは両方に含まれるデータ要素の総数は 27 であった。このうち国内の半数以上のマニュアルで採用されていたデータ要素数は 7 で，データ要素総数に占める採用率は 25.93% であった。

実体「個人」の属性と同様，国内マニュアルで採用が少ないデータ要素の多くは，UNIMARC/A，MARC21/A が 2009 年以降に追加した要素であった。

「会議開催地」,「会議の開催年（月日）」および「会議の回次」は，UNIMARC/A，MARC21/A およびトッカータでは，会議名標目の中に含まれるデータ要素である。NCR1987 年版改訂 3 版では，第 23 章（著者標目）において“会議，大会等はその名称を標目とし，必要に応じて回次，開催年，開催地を付記する”[22] ことが任意規定となっているが，国公立 2[32]，商用 2 では会議名を著者標目としていない。国公立 1 および商用 1 では会議名を著者標目に採用するが，回次，年次は省略することになっている。NACSIS-CAT は会議名を著者標目とし，開催地，開催年，回次は NOTE 欄や DATE 欄に記述している。

国内では「活動地」の採用が少ないが，団体の性質を示す情報として「活動分野」「歴史」がそれぞれ 4 マニュアルで採用されている。「団体の言語」とは，団体内のコミュニケーションに使用される言語であるが，トッカータが 2010 年 12 月にこの要素を追加した以外，国内では採用されていない。UNIMARC/A は 2001 年の第 2 版から「実体の言語」フィールド（タグ 101）を設けていたため,「○」となっている。

属性「アドレス」中の各要素は，実体「個人」に比べプライバシーに配慮する必要がないはずだが，やはり国内では採用されていない。

UNIMARC/A，MARC21/A が採用する実体「団体」の関連データ要素と国内マニュアルのデータ要素を対照し，第 6 表に示した。実体「団体」には 8 の関連が定義されており，UNIMARC/A，MARC21/A のいずれかまたは両方に含まれるデータ要素の総数は 12 であった。このうち国内の半

第5表　UNIMARC/A，MARC21/Aが採用する実体「団体」の属性データ要素

FRAD		UNI	21	日本国内の典拠マニュアル						
実体「団体」の属性	属性中の要素			国公立1	国公立2	商用1	商用2	NC	Toc	計
団体と結びつく場所	所在地	○	○	○	○	○	○	○	○	6
	創立地	○			○			○	○	3
	会議開催地	○	○					○	○	2
	国	○	●					○	○	2
	活動地	○							○	1
	その他の場所		●						◎	1
団体と結びつく日付	創立年（設立年）	●	○	○	○	○	○	○	○	6
	廃止年	●	○		○	○		○		3
	会議の開催年（月日）	○	○					○	○	2
	所在開始年	●	●						◎	1
	所在終了年	●	●						◎	1
	活動開始年	●	●						◎	1
	活動終了年	●	●						◎	1
団体の言語		○	●						◎	1
アドレス	事業所の詳細な住所	●	●							0
	電子メールアドレス		●							0
	電話番号	●								0
活動分野		●	○		○	○		○	◎	4
歴史		○	○		○	○		○	○	4
団体と結び付くその他の情報	その他	○	○		○	○	○		○	4
	下部組織	○	○					○	○	2
	会議の回次	○	○					○	○	2
	官庁種別コード	○	○		○				○	2
	上部機関名	○	○		○					1
	電子的な情報（画像，HPなど）	○	○						○	1
	関連する場所の期間開始年	●							◎	1
	関連する場所の期間終了年	●							◎	1

●，◎：第3表に同じ

数以上のマニュアルで採用されていたデータ要素数は6で，データ要素総数に占める採用率は50.00%であった。

「階層関連」には下位団体名と上位団体名の2要素が含まれる。UNIMARC/AやMARC21/Aでは，団体の標目を作成する際に，サブフィールドコードを用いて上位団体名または下位団体名を分けて記述することがある。MARC21/Aには次のような例が挙がっている[29]。

110 2#$aUniversity of Ife.$bDept. of Demography and Social Statistics

この場合，$aの団体は$bの団体の上位団体であると考えることができるが，本調査ではこれを「階層関連」とは見なさず，$bに示される団

第 6 表　UNIMARC/A，MARC21/A が採用する実体「団体」の関連データ要素

FRAD		UNI	21	日本国内の典拠マニュアル						
実体「団体」の関連	関連中の要素			国公立 1	国公立 2	商用 1	商用 2	NC	Toc	計
呼称する / される関連⇔名称		○	○	○	○	○	○	○	○	6
割り当てる / 割り当てられる関連⇔識別子			●							0
階層関連⇔団体	下位団体名	●	●							0
	上位団体名	●	○							0
連続関連⇔団体			●			○				1
展開形関連⇔団体の名称		○	○	○	○	○	○		○	5
略称関連⇔団体の名称		○	○	○	○	○	○		○	5
他の言語形関連⇔団体の名称		○	○	○	○	○			○	3
その他の異名関連⇔団体の名称	団体の新名称	○	○	○	○	○	○	○	○	6
	団体の旧称	○	○	○	○	○	○	○	○	6
	団体の正式名称	○				○			○	2
	以前の標目形		○						○	1

●：第 3 表に同じ

体を表記する上で $a の記述が必要とされたとみなし，標目の形を決定する規則の範囲内であると考えた。

国内マニュアルでは，団体名の上位下位をサブフィールドコードで区切っているのはトッカータのみで，ほかに NACSIS-CAT が「主標目．副標目」のようにピリオドで区切った形を，必要な場合に「を見よ参照」形に入力できる。他のマニュアルでは区切り記号を用いておらず，団体名標目をその上位団体名を冠した形で記述するかどうかは，NCR など標目の形を決定するための規則に定められている。同様に，下位団体である内部組織名を標目上省略するかどうかも，これらの規則に定められている。これらの規則は「階層関連」を作るためのものではなく，単に同名団体との識別のため，あるいは既存の標目と形式を合わせるための規則であると考えた。「階層関連」であるとみなしたのは，注記や参照形標目として上位団体名または下位団体名が記述された場合のみである。国内マニュアルにはこのような「階層関連」は見られなかった。

「連続関連」とは，“2 つ以上の団体（組織，集会，会議など）間の関連で，最初のものに次のものが続く場合（「前身 / 後身」，「分裂」，「統合」，「継続集会 / 会議」など）の関連”[5]［p. 68］である。本調査では単なる名称変更はこれに含まれないと考え，「団体の新名称」，「団体の旧称」などは「その他の異名関連」のデータ要素とした。国内マニュアルでは「連続関連」の採用が確認されたのは商用 1 のみであった（電子メールでの問い合わせ回答による）。

国内マニュアルでは実体「団体」の名称に関する関連はおおむね記述されるが，実体「団体」そのものの階層や連続の関連，すなわち典拠ファイルでは別の実体とみなされる「団体」との関連は，ほぼ記述されていない。

d.　実体「名称」の属性と関連

実体「名称」には，「名称のタイプ」，「名称の文字列」，「使用範囲」，「使用に関する日付」，「名称の言語」，「名称の文字」，「名称の翻字法」の 7 つの属性と，統制形アクセスポイントとの「基になる / 基にする関連」が定義されている。

実体「名称」は，現実世界で知られている，実体を示す文字列または言葉であり[5]［p. 31］，「統

制形アクセスポイント」の基となるものである。現状では典拠レコード中に実体「統制形アクセスポイント」が存在する場合，概念的には必ず実体「名称」も存在すると考えられる。

本調査では，実体「名称」は，実体「個人」，「家族」，「団体」の関連において「個人の名称」，「家族の名称」，「団体の名称」として出現する場合を除き，実際の典拠レコード上には表れない，抽象的な実体であると考えた。

実際には，「その他の異名関連」などとして各実体の名称に関する関連が表されるとき，各実体の名称は，典拠レコード上は「統制形アクセスポイント」という形で具現化されることが多い。ただし注記中に実体の名称が書かれる場合もあり，例えば実体「個人」の「その他の異名関連」の中では，本名やその他の異名が注記中に書かれる例が見られた。本調査では，個人の名称に関わる関連が，「統制形アクセスポイント」として出現しても，注記中に出現しても，一律に各実体の名称の関連として取り扱った。

このように，実体「名称」は実体「統制形アクセスポイント」として，または注記中に現れるものであり，注記中に実体の名称が表現されていないからといって，そのマニュアルに実体「名称」が存在しないとは言えない。したがって，注記中に出現する場合のみを実体「名称」として別に扱うことは無意味であると考え，実体「名称」については，対照表作成の対象としなかった。

実体「名称」は典拠レコード中に必ず存在すると考えるが，実体「名称」の属性については考慮しない。統制形アクセスポイントとの「基になる / 基にする関連」については，統制形アクセスポイントがあれば必ず名称があると考えることから，すべての典拠ファイルに存在すると言える。

e.　実体「識別子」の属性と関連

実体「識別子」の属性として定義されているのは，「識別子のタイプ」のみである。

実体「識別子」はある実体を他の実体と区別するために付加される，番号やコード，フレーズなどであり[5)] [p. 33]，実体「名称」と同様，「統制形アクセスポイント」の基となるものである。典拠レコードIDは実体ではなく，レコードに付与されるものなので，識別子に含まれない。

実体「識別子」として定義されている標準番号や分類番号は，「統制形アクセスポイント」としても定義されている[5)] [p. 35]。したがって，実際の典拠レコード上に標準番号等が現れる際は「統制形アクセスポイント」として記述される。本調査では，実体「識別子」も実体「名称」と同様，抽象的な存在であると考え，対照表作成の対象としなかった。識別子を表現している文字列そのものは，実体「統制形アクセスポイント」の属性「ベースアクセスポイント」中のデータ要素「識別子の文字列」として扱い，属性「識別子のタイプ」についても実体「統制形アクセスポイント」の属性「統制形アクセスポイントのタイプ」中のデータ要素として扱った。なお，識別子には分類番号も含まれるが，分類は主題典拠の範囲内で考慮すべきことであるので，分類に関する項目は本調査の対象外とした。

FRADが定義する実体「識別子」の関連は，統制形アクセスポイントとの「基になる / 基にする関連」のみである。何らかの識別子が存在すれば，必ずそれが「統制形アクセスポイント」の基となっていると考えることができる。この関連は，「統制形アクセスポイント」の関連「統制形アクセスポイント / 識別子関連」と同一の関連である。

f.　実体「統制形アクセスポイント」の属性と関連

実体「統制形アクセスポイント」とは，典拠形標目や参照形標目を含む，すべてのアクセスポイントを指す。UNIMARC/A，MARC21/Aが採用する実体「統制形アクセスポイント」の属性データ要素と国内マニュアルのデータ要素を対照し，第7表に示した。実体「統制形アクセスポイント」には13の属性が定義されており，いくつかの属性は，MLARの必須要素と重複していた。UNIMARC/A，MARC21/Aのいずれかまたは両方に含まれるデータ要素の総数は21，このうち国内半数以上のマニュアルで採用されていたデータ要素数は11で，データ要素総数に占める採用率

第 7 表　UNIMARC/A，MARC21/A が採用する実体「統制形アクセスポイント」の属性データ要素

FRAD		UNI	21	日本国内の典拠マニュアル						
実体「統制形アクセスポイント」の属性	属性中の要素			国公立 1	国公立 2	商用 1	商用 2	NC	Toc	計
統制形アクセスポイントのタイプ	個人 / 団体の別	○	○	○	○	○	○	○	○	6
	団体 / 会議の別	○	○					○	○	2
	個人 / 家族の別	○	○							0
	識別子のタイプ		●							0
統制形アクセスポイントの状態		○	○	○	○				○	3
統制形アクセスポイントの使用		○	○	○	○	○	○	○	○	6
個別化されないアクセスポイント		○	○						○	1
ベースアクセスポイントの言語		○								0
目録用言語		○	○	○	○	○	○		○	5
ベースアクセスポイントの文字		○		○[1]	○		○		○	4
目録用文字		○			○	○	○		○[2]	4
ベースアクセスポイントの翻字法		○							○	1
目録の翻字法		○	○	○	○	○	○			4
統制形アクセスポイントの出典		○	○	○	○	○	○	○	○	6
ベースアクセスポイント	個人名ベースアクセスポイント	○	○	○	○	○	○	○	○	6
	団体名ベースアクセスポイント	○	○	○	○	○	○	○	○	6
	会議名ベースアクセスポイント	○	○	○		○		○	○	4
	家族名ベースアクセスポイント	○	○							0
	識別子の文字列		●							0
追加要素	弟子であることを示す語		○							0
	個人のイニシャル展開形	○	○		○				○	2

[1] 漢字・かなで表される個人名か，ローマ字で表される個人名かを区別するのみ
[2] 頒布用レコードにのみあり
●：第 3 表に同じ

は 52.38% であった。

「統制形アクセスポイントのタイプ」は，当該アクセスポイントの種別を表すもので，個人 / 団体の別はすべてのマニュアルで記述していた。団体 / 会議の別，個人 / 家族の別は，会議や家族を著者標目として採用しているマニュアルではおおむね記述していた。「識別子のタイプ」は，「識別子の文字列」を採用している MARC21/A のみで採用していた。

「統制形アクセスポイントの状態」は，統制形アクセスポイントの状態を示すコードである。例えば当該アクセスポイントが標目として確立されていて使用可能な状態か，仮の状態なので使用不可なのか，を示すコードがある。ほかに，MARC21/A では目録規則の変更があった際に，典拠形標目と参照形標目が同じ規則のもとに作成さ

れたかどうかを示すコードも入力可能である。国内では3マニュアルがこの属性を採用しているが，いずれも典拠形標目あるいはレコードそのものの状態を示すものであり，参照形標目の状態は表していない。

「統制形アクセスポイントの使用」は，統制形アクセスポイントが典拠形であるか，参照形であるかを示すものである。ほとんどのマニュアルではタグの違いによってこれらを区別している。商用1だけは，参照形標目に対してもレコードを作成していることから，タグの違いでなく典拠レコードIDの番号の一部によってこれらを区別している。

「個別化されないアクセスポイント」は，MLAR必須要素「個別化された/個別化できない個人名の別」と同一のデータ要素である。

ベースアクセスポイントとは，当該統制形アクセスポイントのうち不可欠な名称あるいは識別子部分である。姓，名，生没年からなる個人名標目の場合は，姓，名部分がベースアクセスポイントとなる。ある団体の団体名標目がその上位団体から始まる場合，ベースアクセスポイントはその標目の下位団体に当たる部分である。官公庁について，その地名を冠した形を標目としても，ベースアクセスポイントは官公庁名部分である。つまり，個人名を標目とするマニュアルでは，個人名ベースアクセスポイントというデータ要素を採用していると考えられるため，個人名ベースアクセスポイント，団体名ベースアクセスポイントはすべてのマニュアルで採用されている。会議名，家族名については著者標目として採用しているマニュアルのみが「○」となっている。本節eで触れた識別子の文字列も，ベースアクセスポイントに含めた。本節1項で触れたように，識別子の文字列に当たるISADNは実現が見送られたため，UNIMARC/A第3版ではISADNを収めるフィールド015が削除された[15]。MARC21/Aではフィールド024に典拠形標目に対するInternational Standard Name Identifier（ISNI）が記述可能であるほか[33]，2010年10月の更新から，個人，家族，団体の参照形標目に対し，サブフィールドコード$0に続けてISNIを付加できるようになったため[30]，「●」となっている。しかし，$0はもともと参照先典拠レコードIDを記述するためのサブフィールドであり，現在もその目的にも使用されている。この結果同じサブフィールドに，実体に対する識別子であるISNIと，典拠レコードIDが混在することとなっている。

ISNIとは，国際標準化機構（ISO）の国際標準（ISO/CD 27729）として策定が進められているもので，創作的活動を行う人名や団体名を識別するための番号であり，16桁の数字からなる[34]。ISADN実現見送りを勧告したWG on FRANARのレポートにも，ISNIの動向を見守るべきだとあるが[25]，まだ草案段階であり，将来的に図書館界にISNIが広く浸透するかどうかは未知数である。

言語，文字，翻字法について，目録用とベースアクセスポイント用を分けているのはFRADの大きな特徴である。UNIMARC/Aでは，MLARを受けて，2001年改訂の第2版よりベースアクセスポイント（当時はbase headingという名称を使用していた）とその他の部分の言語，文字，翻字法を分けるようになった[35]。例えば，フランス人名を標目とする，イタリア語の目録規則に従った典拠レコードを記述する際に，ベースアクセスポイント部分は原文どおりフランス語で，追加要素部分，例えば職業などはイタリア語で記述することになるので，標目の先頭に言語コードを2言語分，順に記述する。FRADではMLARの思想を踏襲したと言えるが，MARC21/Aは現在のところベースアクセスポイントと追加要素の言語，文字，翻字法を分けて記述する構造にはなっていない。

国内マニュアルにはベースアクセスポイントという概念は存在しないが，標目ごとに言語，文字，翻字法を入力可能であれば「○」とした。ベースアクセスポイントの言語を採用しているマニュアルはなかった。翻字法はトッカータのみが標目ごとに入力可能であった。

標目ごとに文字種を指定可能なのは，国内4マニュアルであった。国公立2および商用2では，

第 8 表　UNIMARC/A，MARC21/A が採用する実体「統制形アクセスポイント」の関連データ要素

FRAD	UNI	21	日本国内の典拠マニュアル						
実体「統制形アクセスポイント」の関連			国公立 1	国公立 2	商用 1	商用 2	NC	Toc	計
制御する / 制御される関連⇔規則	○	○	○	○	○	○		○	5
作成する / される，修正する / される関連⇔機関	○	○	○	○	○	○	○	○	6
並列言語関連⇔典拠形の統制形アクセスポイント	○								0
代替文字関連⇔典拠形の統制形アクセスポイント	○	○	○	○	○	○	○	○	6
別の規則関連⇔典拠形の統制形アクセスポイント	●	○					○	○	2
統制形アクセスポイント / 識別子関連⇔統制形アクセスポイント		●							0

●：第 3 表に同じ

目録用文字に文字種を特定しない日本語を指定し，標目のカタカナ形，ローマ字形を記述する際にそれぞれの標目の先頭で文字種を指定していた。商用 1 はサブフィールドコードで漢字形，カタカナ形，ローマ字形を区別し，トッカータは文字種ごとに入力タグを変え，タグ名で文字種を区別していた。

「追加要素」は，ベースアクセスポイントに加えて記述されるもので，ベースアクセスポイントと追加要素を合わせたものが，標目であると考えてよい。したがって「追加要素」には他の実体の属性と重複するものも含まれる。例えば個人の生没年や会議の開催地などである。第 7 表では，他の実体の属性または関連として整理できなかった 2 要素のみを挙げた。

「弟子であることを示す語」とは，MARC21/A で名称が判然としない「個人」を標目とするときに，その「個人」が別の「個人」の弟子であることが明らかな場合は，師匠にあたる個人名に続けてサブフィールドコード $j を入力して加える「Pupil of」などの語のことである。これは実体「個人」の師匠と弟子との関連を示しているとも言えるが，直接の目的は弟子の標目を作成することであるので，属性「追加要素」のデータ要素とした。MARC21/A 以外のマニュアルではこのような取扱いをしていない。

「個人のイニシャル展開形」は，標目を構成する個人名の一部にイニシャルが使用されていた場合に，あわせて記述されるイニシャルの展開形のことである。展開形を別の標目として記述するのではなく，1 つの標目の中にイニシャル形と展開形が両方記述されることから，これを実体「個人」の関連ではなく，属性「追加要素」のデータ要素とした。

UNIMARC/A，MARC21/A が採用する実体「統制形アクセスポイント」の関連データ要素と国内マニュアルとの対照を第 8 表に示した。実体「統制形アクセスポイント」には 7 の関連が定義されているが，主題典拠に関わる関連である「統制形アクセスポイント / 対応する件名・分類番号関連」については分析の対象外とした。残る 6 関連のうち，UNIMARC/A，MARC21/A のいずれかまたは両方に含まれるデータ要素の総数は 6，このうち国内半数以上のマニュアルで採用されていたデータ要素数は 3 で，データ要素総数に占める採用率は 50.00% であった。実体「規則」との「制御する / 制御される関連」は，次項で述べる，実体「規則」を採用しているマニュアルには自動的に存在する関連と考え，「○」とした。その結果，NACSIS-CAT 以外のすべてのマニュアルでこの関連を採用していることになった。

実体「機関」との「作成する / される，修正する / される関連」も同様に，典拠レコードを作成または修正した機関名あるいは識別子が典拠レコード中に示されている場合は，自動的に存在する関連であると考え，「○」とした。その結果国

内すべてのマニュアルでこの関連を採用していることになった。

典拠形の統制形アクセスポイントとの「並列言語関連」とは，実体「個人」,「家族」,「団体」における「他の言語形関連」とは異なり，並列言語で記述された2以上のアクセスポイントがすべて典拠形アクセスポイントである場合の関連である。この関連はUNIMARC/Aにのみ採用されており，他のマニュアルでは「を見よ参照」形アクセスポイントとして他の言語形が記述されている。実体「個人」,「家族」,「団体」におけるUNIMARC/Aの「他の言語形関連」は実は「並列言語関連」であるが，本調査では並列言語関連も「他の言語形関連」に含まれるものと考えたため，各実体の「他の言語形関連」も「○」となっている。

典拠形の統制形アクセスポイントとの「代替文字関連」とは，典拠形アクセスポイントを他の文字種で置き換えた形をもつ場合に存在する関連である。国内では，漢字形のヨミであるカタカナ形を必ず記述する必要があることから，すべてのマニュアルでこの関連を採用していた。実体「統制形アクセスポイント」の属性として,「ベースアクセスポイントの文字」を採用しているマニュアルには自動的にこの関連が存在する。ベースアクセスポイントの文字種を指定していない他の国内マニュアルでも，カタカナ形やローマ字形を入力している。商用1では標目形を入力するタグの中にカタカナ用，ローマ字用のサブフィールドコードをそれぞれ設けていた。国公立1も標目形を入力するタグの中にカタカナ用のサブフィールドコードを設けていた。NACSIS-CATは漢字形とカタカナ形を「||」という記号で分かち，入力していた。

典拠形の統制形アクセスポイントとの「別の規則関連」とは，典拠形標目と，別の規則のもとに記述された典拠形標目が同一レコード内に存在する場合の関連である。UNIMARC/Aでは2009年以降に追加された関連である。国内マニュアルでは，トッカータがこれを入力可能としているほか，NACSIS-CATでも，典拠形標目に使用しなかった目録規則に基づく標目形を「を見よ参照」フィールドに入力可能である。ただしNACSIS-CATでは，この標目形がどの目録規則に基づくのかは記述していない。

統制形アクセスポイントとの「統制形アクセスポイント/識別子関連」は，本節eで触れた，実体「統制形アクセスポイント」と実体「識別子」との「基になる/基にする関連」と同一のものである。統制形アクセスポイントのデータ要素「識別子の文字列」を採用していたMARC21/Aにのみ，この関連が存在するとみなした。

g.　実体「規則」の属性と関連

実体「規則」には2つの属性が定義されている。「規則の引用」と,「規則の識別子」である。属性「規則の引用」には，規則のタイトルや，規則の制定等に責任を持つ機関名，規則の版表示などを含むが，UNIMARC/A，MARC21/Aともこれらの要素を採用しておらず，タイトルではなく「規則の識別子」を記述していた。国内もほとんどのマニュアルが「規則の識別子」を採用しており，採用していなかったのはNACSIS-CATのみであった。「規則の引用」は国内マニュアルでも採用されていなかった。UNIMARC/A，MARC21/Aのいずれかまたは両方に含まれるデータ要素数は1，国内の半数以上のマニュアルで採用されていたデータ要素数も1であるので，採用率は100.00%であった。

実体「規則」の関連は，機関との「適用する/される関連」のみである。実体「機関」と，その機関がレコード作成あるいは修正の際に使用する「規則の識別子」の両方を典拠レコードに記述する場合，この関連が存在すると考えられる。実体「機関」については次項で述べるが，少なくともレコード作成機関の識別子についてはすべてのマニュアルがこれを採用しているので，NACSIS-CAT以外のすべてのマニュアルでこの関連が採用されていると言え，国内半数以上のマニュアルによる採用率は100.00%である。

h.　実体「機関」の属性

実体「機関」とは，統制形アクセスポイントの作成または修正に責任を負う機関のことであ

第 9 表　UNIMARC/A，MARC21/A が採用する実体「機関」の属性データ要素

FRAD		UNI	21	日本国内の典拠マニュアル						
実体「機関」の属性	属性中の要素			国公立1	国公立2	商用1	商用2	NC	Toc	計
機関の名前	レコード作成機関名	○	○		○					1
	レコード修正機関名	○	○		○					1
	レコード変換機関名	○	○		○					1
	レコード頒布機関名	○			○					1
機関の識別子	レコード作成機関の識別子	○	○	○		○	○	○	○	5
	レコード修正機関の識別子	○	○	○				○	○	3
	レコード変換機関の識別子	○	○						○	1
	レコード頒布機関の識別子	○							○	1
	レコード作成機関種別コード		○							0
機関の場所	国コード	○		○	○	○	○		○	5

る。実体「機関」の属性のうち UNIMARC/A，MARC21/A に採用されている要素と国内マニュアルとの対照を第 9 表に示した。実体「機関」には 3 の属性が定義されており，UNIMARC/A，MARC21/A のいずれかまたは両方に含まれるデータ要素の総数は 10 で，このうち国内の半数以上のマニュアルで採用されていたデータ要素数は 3，データ要素総数に占める採用率は 30.00% であった。

「機関の名前」および「機関の識別子」は，UNIMARC/A，MARC21/A ではどちらを記述してもよいことになっている。国内では，国公立 2 は機関の正式名を，その他のマニュアルは識別子を採用していた。UNIMARC/A が採用する機関の識別子とは，ISO 15511:2003 International Standard Identifier for Libraries and Related Organizations（ISIL）または MARC Code List for Organizations[36] に定められる識別子を言う。MARC21/A では，MARC Code List for Organizations に定める識別子のみを採用している。一方国内では，そのような統一的な機関のリストがないため，各機関が独自の識別子を使用している。NACSIS-CAT やトッカータでは独自の機関 ID を採用している。国公立 1 では「レコード作成機関」と「登録館コード / 修正館コード」を別のフィールドに入力しており，「レコード作成機関」として MARC Code List for Organizations に定められる自館の識別子を入力しているが，「登録館コード / 修正館コード」には本館と分館を区別するための独自のコードを入力していると考えられる。商用 1 と商用 2 は，それぞれ MARC Code List for Organizations には沿わない，自機関を示す独自のコードを記述している。

属性「機関の識別子」の中の「レコード作成機関種別コード」とは，レコード作成機関が全国書誌作成機関か，その他の機関か等を表すコードであり，MARC21/A のみがこれを採用し，国内マニュアルでは採用されていなかった。

実体「機関」には，関連は定義されていない。

3.　データ要素の入力フィールド

各データ要素にそれぞれ入力フィールドが用意されているかを実体「個人」の属性についてマニュアルごとに調査した。実体「個人」の属性を調査対象としたのは，実体「個人」の属性のデータ要素数がすべての実体の属性・関連の中で最も多かったからである。実体「個人」の属性のデータ要素を見るだけで，各マニュアルの傾向は把握できると考えた。調査の結果を第 10 表に示した。

第 10 表において，星印の数は，そのデータ要

第10表　実体「個人」の属性データ要素の入力フィールド

FRAD		UNI	21	日本国内の典拠マニュアル					
実体「個人」の属性	属性中の要素			国公立1	国公立2	商用1	商用2	NC	Toc
個人に結びつく日付	個人の生年	☆★★	☆★★	☆★	☆☆★	☆★★★	☆☆	☆★★	☆☆
	個人の没年	☆★★	☆★	☆★	☆★	☆★★★	☆☆	☆★★	☆☆
	個人の活躍時期	☆	☆		★	★★	★		☆
	活動開始年	☆	☆						☆
	活動終了年	☆	☆						☆
	居住開始年	☆	☆						☆
	居住終了年	☆	☆						☆
	所属開始年		☆						
	所属終了年		☆						
	関連する場所の期間開始年	☆	★						★
個人の称号		★	★				★		★
性別		☆	☆						☆
出生地		☆	☆	★	★	★		☆	☆★
没地		☆	☆						☆
国		☆	☆						☆★
居住地		☆	☆		★				☆★
所属		★	☆★	★	★	★	★	★	
アドレス	詳細な住所	★	☆						
	電子メールアドレス		☆						
	電話番号	★							
個人の言語		☆	☆						☆
活動分野		★	☆			★			☆
職業		★	☆★	☆★	★★	★★	★★	★★	☆
伝記 / 経歴	職歴		★		★	★★			★
	名称の変遷	★				★			★
	取得学位（博士号）		★★			★		★	
	国籍変更の事情	★							
	以前の所属		★			★			
	性別の期間		☆						
個人に結びつくその他の情報	世系	★	★★	☆★	☆	★★	☆	★	★
	その他	★	★	★	★★	★★★	★★	★	★
	活動地	☆							★
	電子的な情報(画像, HPなど)	☆	☆						☆
	その他の場所	☆	☆						☆
	個人名に結びつくその他の語	★	★						

星印の数：フィールドの数
☆：その要素専用のフィールド
★：その要素を含む複数の要素を入力するフィールド

素を入力可能なフィールドの数を示す。例えば，UNIMARC/Aの「個人の生年」の欄に星印が3つあるのは，「個人の生年」というデータ要素を入力できるフィールドが，UNIMARC/Aには3カ所あるということを示す。なお，フィールドとは，典拠フォーマットにおけるサブフィールドを指すものとするが，複数のサブフィールドを使用して1つのデータ要素を示している場合，例えば，

第 11 表 「個人」の属性データ要素における専用フィールド有りの割合

	UNI	21	日本国内の典拠マニュアル					
			国公立 1	国公立 2	商用 1	商用 2	NC	Toc
専用フィールド数（A）	18	23	4	4	2	5	3	19
フィールド総数（B）	33	39	11	16	25	12	13	30
専用フィールド有りの割合（A/B）	54.5%	59.0%	36.4%	25.0%	8.0%	41.7%	23.1%	63.3%

UNIMARC/A では居住地を示す際に，国，州，市などの要素をサブフィールドコードで区切っているが，この場合はすべてのサブフィールドをあわせて居住地を示しているので，あわせて 1 つのフィールドと考え，星印の数は 1 とした。

第 10 表において，白い星印は，その要素専用のフィールド（以下，専用フィールド）であることを示す。黒い星印は，同じフィールドに，その要素を含む他の要素をも入力する可能性があることを示す。例えば，MARC21/A の「所属」欄には白い星印と黒い星印が 1 つずつ入力されている。これは，「所属」を表すためのフィールドが 2 つあり，1 つ目は「所属」を表すためだけの専用フィールドで，2 つ目のフィールドには，「所属」だけでなくほかの要素も記入される可能性があることを示す。

白い星印の多いマニュアルは，各データ要素にそれぞれ入力フィールドが用意されている割合が高いと言える。他方，複数の星印が示されたデータ要素が多いマニュアルは，1 つのデータ要素が 1 つのレコード内で分散して入力される可能性が高いと言える。

第 10 表をもとにして，マニュアルごとに，フィールド総数に占める専用フィールドの割合を計算したものを第 11 表に示した。UNIMARC/A，MARC21/A の専用フィールド有りの割合はともに 50% を超えて高い。国内ではトッカータの割合が，海外マニュアルをさらに上回っている。これらのマニュアルは，典拠レコードに記述される様々なデータの内容がデータ要素ごとに整理され，典拠データの流通や交換に便利であると言える。

トッカータ以外の国内マニュアルは商用 2 が 40% 台とやや高い割合であるものの，全体的に専用フィールド有りの割合が低く，1 つのフィールドに複数のデータ要素が混在している。このことによって，記述内容が読解できない外国人が，それが何についての記述であるか理解できないばかりでなく，コンピュータによって機械的に各要素を識別することもできないため，典拠データの国際交換が難しくなる。

実体「個人」の属性について，採用データ要素総数に占める，フィールドが複数ある要素数（第 10 表において，1 つのデータ要素に対し星印が複数あるデータ要素数）の割合を第 12 表に示した。この割合が高いマニュアルは，1 つのデータ要素が 1 つのレコード内で分散して入力されることが多い。UNIMARC/A，MARC21/A に比べ国内マニュアルではフィールドが複数ある割合が高く，同じデータ要素が，レコードによって別のフィールドに記述されることがある。同じデータ要素は，原則として 1 つのフィールドに記述したほうが，人間にとってもコンピュータにとっても処理しやすいレコードになるだろう。

他の実体の属性や関連については，国内マニュアルの専用フィールド数が海外マニュアルに比べ少なく，フィールドが複数ある要素数も採用データ要素数に比して多いため，実体「個人」の属性に見られる傾向と変わらないか，あるいは強まると予測される。

第12表 「個人」の属性データ要素におけるフィールドが複数ある割合

	UNI	21	日本国内の典拠マニュアル					
			国公立1	国公立2	商用1	商用2	NC	Toc
フィールドが複数ある要素数（A）	2	6	4	4	7	4	3	5
採用データ要素総数（B）	29	32	7	11	13	8	8	25
フィールドが複数ある割合（A/B）	6.9%	18.8%	57.1%	36.4%	53.8%	50.0%	37.5%	20.0%

III. FRAD適用への課題

A. 日本の典拠データに追加すべき点

第II章において，日本の著者名典拠データがFRAD適用の3要件を満たすかどうかを検証した結果，下記のことが言える。

まず，要件の1つ目であるMLARとの対照では，19のMLAR必須要素のうち国内2マニュアル以下にしか含まれなかったのは4要素，3の推奨要素のうち国内2マニュアル以下にしか含まれなかったのは1要素であった。不足する要素は，「記述レベル」，「個別化された/個別化できない個人名の別」，「実体の国籍」，「ISADN」，「出典にしなかった資料」である。ISADNは現在考慮しなくてもよい要素であるほか，ほとんどの要素が目録担当者向けであり，これらの要素がないからといって，典拠ファイルの質が大きく低下するとは言えない。したがって，1つ目の要件は基本的に満たしていると考えることができる。ただし，可能であればこれら5要素からISADNを除いた4要素については，日本の典拠データに追加すべきである。

2つ目の要件については，第II章において，各実体の属性と関連それぞれで，UNIMARC/A，MARC21/Aのいずれかまたは両方に含まれるデータ要素総数，国内半数以上のマニュアルで採用されているデータ要素数，ならびにデータ要素総数に占める国内半数以上のマニュアルによる採用率を示した。実体「規則」の属性と関連の国内採用率が100%であった以外は，ほとんどの属性・関連において国内採用率が50%を下回っており，FRAD適用の2つ目の要件については満たしていないと言える。

欠けているデータ要素については，FRADの趣旨に従い，国内の典拠データに特に必要と思われるもののみを選択して追加すればよいので，特に追加すべきデータ要素を第13表のように提案する。

まず，国内では実体「家族」が実体自体不足していたので，実体「家族」を国内でどのように取り扱うかを決定する必要がある。図書館で扱う図書や雑誌の目録においては，件名として家族を扱うことはあっても，著者名として家族が出現することは基本的になかった。一方，文書館等で扱う記録史料においては，国際文書館評議会（International Council on Archives；ICA）によって示された国際標準であるISAAR（CPF）が定めるように，家族も著者となり得る[37]。FRADの目的の1つが，“図書館界および図書館外の分野での，典拠データの国際的共有および利用の可能性の評価を助けること”[5]［p. 13］であるため，実体「家族」は従来の図書館の典拠データのためというよりも，文書館等の典拠データと共有を図るために設けられた実体と考えることができる。しかし日本国内では“アーカイブズに対するオーソリティ・コントロールという概念自体がまだ十分理解されていない”[38]との指摘があるように，日本の記録史料の典拠データ標準化についての研究は五島[39]によるもの以外見られず，文書館と図書館の典拠データ共有までの道のりは遠く，今すぐに実体「家族」を導入することの利点はない。そのため，実体「家族」の日本の典拠データへの

第 13 表　日本の典拠データに追加すべきデータ要素

FRAD				採用すべき度合[1]	採用条件
実体	属性 / 関連	属性 / 関連名	属性 / 関連中の要素		
個人	属性	個人に結びつく日付	活動開始年	△	「活動分野」記述時
			活動終了年	△	「活動分野」記述時
			居住開始年	△	「居住地」記述時
			居住終了年	△	「居住地」記述時
			所属開始年	◎	
			所属終了年	◎	
		性別		△	公刊物から判明する場合
		没地		○	
		国		◎	
		居住地		△	公刊物から判明する場合
		アドレス	電子メールアドレス	△	公刊物から判明する場合
		個人の言語		◎	
		活動分野		○	
		伝記 / 経歴	名称の変遷	○	
			取得学位（博士号）	○	
			国籍変更の事情	○	
			以前の所属	○	
			性別の期間	△	公刊物から判明する場合
		個人に結びつくその他の情報	活動地	◎	
			電子的な情報（画像，HP など）	△	公刊物から判明する場合
	関連	世俗関連⇔個人		◎	
		宗教関連⇔個人		◎	
		公務関連⇔個人		◎	
		帰属関連⇔個人		◎	
		兄弟姉妹関連⇔個人		◎	
		親子関連⇔個人	親の名	◎	
			子の名	◎	
		メンバー関連⇔家族	所属家族名	◎	
			構成員名	◎	
		メンバー関連⇔団体	構成員名	◎	
		その他の異名関連⇔個人の名称	以前の標目形	◎	
団体	属性	団体と結びつく場所	会議開催地	◎	
			国	◎	
			活動地	◎	
			その他の場所	◎	
		団体と結びつく日付	会議の開催年（月日）	◎	
			所在開始年	◎	
			所在終了年	◎	
			活動開始年	◎	
			活動終了年	◎	
		団体の言語		◎	

第13表　つづき

FRAD				採用すべき度合[1]	採用条件
実体	属性 / 関連	属性 / 関連名	属性 / 関連中の要素		
団体	属性	アドレス	事業所の詳細な住所	◎	
			電子メールアドレス	◎	
			電話番号	◎	
		団体と結び付くその他の情報	下部組織	◎	
			会議の回次	◎	
			官庁種別コード	◎	
			上部機関名	◎	
			電子的な情報（画像，HPなど）	◎	
			関連する場所の期間開始年	◎	
			関連する場所の期間終了年	◎	
	関連	階層関連⇔団体	下位団体名	◎	
			上位団体名	◎	
		連続関連⇔団体		◎	
		その他の異名関連⇔団体の名称	団体の正式名称	◎	
			以前の標目形	◎	
統制形アクセスポイント	属性	個別化されないアクセスポイント		◎	
		ベースアクセスポイントの言語		◎	
		ベースアクセスポイントの翻字法		◎	
		ベースアクセスポイント	識別子の文字列	○	
	関連	並列言語関連⇔典拠形の統制形アクセスポイント		◎	
		別の規則関連⇔典拠形の統制形アクセスポイント		◎	
機関	属性	機関の識別子	レコード変換機関の識別子	○	
			レコード頒布機関の識別子	○	
			レコード作成機関種別コード	○	

[1] 採用すべき度合：◎：強く採用すべき，○：採用すべき，△：条件付き

追加は当面不要であると考える。

実体「個人」の属性について，FRADの属性・関連と利用者タスクのマッピングでは，多くの「個人」の属性が利用者タスク「識別」に役立つとされており[5)] [p. 84–85]，人物の識別のためには属性のデータ要素は多ければ多いほど良いと考えられる。したがって，個人情報に配慮する必要はあるが，基本的には判明する限りのデータ要素を記述することが望ましい。

「活動開始年」,「活動終了年」,「居住開始年」,「居住終了年」,「所属開始年」,「所属終了年」については，プライバシーに関わる程度は比較的低い。特に「所属開始年」と「所属終了年」については，容易に判明するならば，既に国内マニュアルが採用している「所属」のデータ要素に追加して採用することが望ましい。「活動分野」は国内では採用が少ないが，UNIMARC/A，MARC21/Aには採用されていない日本独自の要素である「専攻・専門・研究分野」（第15表）がこれに相当すると考えることができる。ただし学術的な活動をしない個人の場合には「活動分野」の記述が必要となるであろう。

「性別」,「性別の期間（性転換をしたとき等の，以前の性別であった期間）」,「居住地」,「電子メールアドレス」,「電子的な情報」などは個人のプライバシーに関わる情報であると考えられるので，

第 14 表　実体「個人」の関連種別の表現方法の比較

マニュアル	関連の表現方法	表現できる関連
UNI	参照標目に関連種別を表す関連コードを付与	前後，公務，略称，筆名，本名，宗教，結婚前後，協働，世俗，別規則形，帰属，配偶者，兄弟姉妹，親子，メンバー
21	参照標目に関連種別を表す関連コードを付与，定義されていない関連は関連指示語を入力	前後，略称，その他（指示語）
国公立 1	相互参照については注記エリアに入力可能性あり	
国公立 2	関連種類の記録用フィールドあり	本名，別名，筆名，号，前後，英語名，英語表記，漢字表記
商用 1	注記エリアに入力可能性あり	
商用 2	注記エリアあるが入力せず	
NC	相互参照について必要なら注記エリアに入力	
Toc	参照標目に関連種別を表す関連コードを付与	関連，前後，略称

公刊物から判明した場合にのみ記述することが望ましい[40]。「詳細な住所」，「電話番号」は，例え公刊物に記述されていても，国内では典拠データ要素として採用するのは難しいと考える。

実体「個人」の関連については，国内では「個人」と他の実体との関連が基本的に採用されていないことが明らかとなった。異なる実体間の関連を柔軟に表現していることは FRAD の特徴の 1 つであるから，実際には同一人物である世俗関連，宗教関連，公務関連，帰属関連はもちろん，兄弟姉妹関連，親子関連や，家族とのメンバー関連なども積極的に採用していくことが望ましい。こうした関連を注記ではなく，参照形標目として記述し，別の典拠レコードとリンクを通して行き来できる構造にすることも重要である。

個人の関連の表現方法について，UNIMARC/A，MARC21/A と国内のマニュアルを比較した結果を第 14 表に示した。UNIMARC/A では参照形標目に関連種別を表す関連コードを付与することによって，すべての関連を表現している。各関連にそれぞれ別の関連コードが割り当てられているので，参照形に記述された標目と典拠形標目がどのような関連にあるのか，関連コードを見ればわかるようになっている。MARC21/A でも同様の方法で関連を表現している。割り当てられている関連の種類は UNIMARC/A に比べ少ないが，マニュアルに定義されていない関連は，独自に指示語を入力することによって表現可能なので，どのような関連が出現しても対応可能である。

国内マニュアルでは，関連の種類を記述するフィールドが存在するのは国公立 2 およびトッカータのみである。トッカータは表現できる関連の種類が 3 種類しかない。その他の国内マニュアルでは，関連の種類を記述できるのは注記エリアのみである。そのため，参照形標目と典拠形標目がどのような関連にあるのか，注記を読まなければわからない上，注記も必須ではないため，関連がわかりにくくなっている。このように，現在の国内マニュアルの構造では，標目ごとに関連の種類を示すには不十分であるので，参照形標目が関連の種類を柔軟に示せるようなフォーマットの構造にすることも求められる。

「団体」の属性についても，国内マニュアルの採用率は「個人」の採用率とあまり変わらなかった。会議名標目に関わるデータ要素の採用は，国内マニュアルで会議名を標目とするかどうかに依拠する。西洋では，1876 年の Cutter の辞書体目録規則において既に，会議の議事録や論文集は原則として会議を開催した団体名を標目に採用するが，会議終了後に解散してしまう団体の場合は，会議名を標目とすることが認められていた[41]［p. 26］。この方針は 1908 年の *Cataloguing　Rules:*

Author and Title Entries（Anglo-American code）にも基本的に踏襲された[42]［p. 31］。その後1941年の*A. L. A. Cataloging Rules*では，会議名を標目とするが，その会議が学会等の団体によって開催されている場合は団体名を標目とすると規定され[43]［p. 157］，1967年のAACRでは，個人や各種団体の代表者による会議は会議名を標目とし，ある団体の会員の代表からなる会議は，団体名を標目とすると規定された[44]。現在は，*Library of Congress Rule Interpretations*（LCRI）21.1B2によって，会議名が資料現物のどこかに表示されていれば，会議名を標目とする運用となっている[45]。このように，会議名標目は西洋の目録規則の中で，次第にその地位を確立してきたと言える。国内においても，西洋人名・団体名の典拠レコードをLCNAFから流用している実態を考えると，日本の標目と西洋の標目でルールを変えるのは不自然であるから，西洋の傾向に合わせ会議名を標目とするほうが望ましい。会議名に関わる，回次等のデータ要素もすべて採用すべきである。

国内マニュアルは「所在地」を採用しているので，「所在開始年」と「所在終了年」も記述できるよう考慮すべきである。「団体の言語」は，「個人の言語」と同様に，FRADの利用者タスクでは「識別」のほか「根拠の提供」にも役立つとされている。国内では記述する習慣がないが，典拠データの国際交換を前提とするならば採用しておくべきである。その他のデータ要素も実体「個人」の属性と同様に，多ければ多いほど団体の識別に役立つと考えられるので，最大限に採用すべきである。

実体「団体」の関連について，別の「団体」との関連は，国内ではほぼ記述されていないことを第II章で既に指摘した。これらの関連を採用することで利用者タスク「関連の明確化」に役立つ。こうした関連が参照形標目として記述されリンクされることが重要である点は，実体「個人」の関連と同様である。

実体「統制形アクセスポイント」の属性について，「個別化されないアクセスポイント」は，MLAR必須要素であるので採用すべきであるが，詳細な典拠作業ができないことを理由に乱用するのではなく，典拠作業をしてもなお個別性が判明しない場合にのみ使用するよう，留意する必要がある。

言語，翻字法については「目録用言語」，「目録の翻字法」は採用されている。国内の目録規則に従って作成される典拠レコードでは，追加要素部分，例えば職業などは基本的に日本語で記述される上，ベースアクセスポイントの大半が判別のつきやすい日本語または英語であるので，わざわざベースアクセスポイントと追加要素の言語を分けて記述する必要性に乏しい。しかし，典拠データを海外に提供する場合には，他国の，特に漢字圏のデータと日本のデータが混在することになるので，日本人のデータを日本語で記述したことがわかるようにしておくべきである。例えば，中国の典拠データは日本人名を簡体字で記述しているが，ベースアクセスポイントが中国語であることが示されていれば，日本語によるベースアクセスポイントで書かれたレコードのほうがより正確であることを，漢字に精通していない西洋の利用者や目録担当者に知らしめることができる。逆に中国人名を日本の漢字で記述した場合も，ベースアクセスポイントの言語を日本語としておけば，中国語で記述されたレコードのほうがより正しいことを示すことができる。したがって，「ベースアクセスポイントの言語」は日本でも採用すべき要素である。「ベースアクセスポイントの翻字法」についても，言語，文字と同様に採用しておくべきと考える。

「弟子であることを示す語」，「個人のイニシャル展開形」はそれぞれ日本人名・団体名には発生することが稀なデータ要素と考えられるので採用は不要である。

「識別子の文字列」は，今後，ISNIなどの国際的な標準番号の動向を見守りながら，適宜採用していくべきである。

「統制形アクセスポイント」の関連について，「識別子の文字列」を採用すれば，「統制形アクセスポイント / 識別子関連」は自然に採用されることになる。「並列言語関連」，「別の規則関連」は

ともに利用者タスク「関連の明確化」に役立つとされており，並列言語や別の規則による参照形標目が典拠レコードに記述される可能性はあるため，関連の種類とともに記述可能な構造にすべきである。

実体「規則」の属性で欠けているのは「規則の引用」であるが，UNIMARC/A，MARC21/A でも採用されておらず，他方「規則の識別子」は採用されているため不要と考えられる。

実体「機関」は機関名または機関の識別子のどちらかが採用されていれば充分であるが，変換機関，頒布機関については国内で欠けている要素である。これらのフィールドの必要性は機関によって異なるが，典拠データ交換のためにはこれらのデータ要素も記述可能にしておくべきである。

FRAD の 3 つ目の要件は，2 つ目の要件で判明したデータ要素を入力可能なフィールドが存在することである。第 II 章で実体「個人」の属性について検証した結果，トッカータ以外のマニュアルは，UNIMARC/A，MARC21/A に比べ専用フィールド有りの割合が低く，1 つの要素に対しフィールドが複数ある割合も高かった。したがって国内典拠データは 3 つ目の要件も満たしていないと言える。国内マニュアルは注記エリアにほとんどのデータ要素が集中しているケースが見られたので，データ要素とともにフィールドを追加する必要がある。

B.　日本独自の典拠データ要素

1.　UNIMARC/A，MARC21/A が採用していない典拠データ要素

UNIMARC/A，MARC21/A で採用されておらず，日本国内のマニュアルのみに見られたデータ要素を第 15 表に示した。実体「個人」の属性「伝記 / 経歴」のなかの「著者紹介」とは，図書のカバー等に書かれている著者紹介をそのまま，長文の場合は手直しして記述するというものである。同一著者の新刊が刊行されると，新しい内容に書き換えられるため，固定的な記述ではない。「著者紹介」にはさまざまなデータ要素が記述され得るが，本調査では商用 1 のマニュアルでの記載例および担当者への問い合わせ結果に基づき，「生年」，「没年」，「活躍時期」，「出生地」，「職業」，「職歴」，「出身大学・学部（最終学歴）」，「受賞（賞歴）」，「著作に関する情報」，「その他」を記述され得るデータ要素と認め，「○」をつけた。このため，「著者紹介」と，第 3 表，第 15 表に出現するデータ要素の内容には重複が生じている。なお，この「著者紹介」が，商用 2 では書誌レコードに記述されることになっており，典拠レコードには記述されていない。

UNIMARC/A，MARC21/A が採用していない実体「個人」の属性データ要素 11 要素のうち，国内半数以上のマニュアルに採用されているデータ要素は，「出身大学・学部（最終学歴）」，「受賞（賞歴）」，「専攻・専門・研究分野」，「肩書」，「著作に関する情報」，「資格」の 6 要素であった。これらのデータ要素は情報源から得やすく，個人の識別にも使用しやすい要素であると言える。国公立 2 が採用するデータ要素のうち，出身大学・学部（最終学歴），卒業年，著作に関する情報，年齢，故人であることの指示は，内部用のデータであり外部に公開されない。

実体「個人」および「団体」の関連データ要素については，標目のカナヨミ，ローマ字形，別表記，異なるヨミが存在することが，国内典拠データの特徴と考えられる。標目のカナヨミ，ローマ字形については，標目に必ず付随するものであり，基本的には標目間の関連である「その他の関連」とは異質のものである。これらの要素は実体「統制形アクセスポイント」の属性と考えることもできるが，いずれにしても日本で FRAD を適用する際には考慮すべき要素である。

著者の名前がひらがなで表記されたり漢字で表記されたりする場合に採用する別表記，漢字形の名前に複数のヨミが存在する場合の異なるヨミは，FRAD では「その他の異名関連」としてまとめられている。これらの要素が，国内では半数以上のマニュアルで採用されているので，日本での FRAD 適用の際には，別表記形には「他の文字種関連」，「異なるヨミ関連」などの関連を新たに定義してほかの関連と区別したほうが分かりやすい。

第15表　UNIMARC/A, MARC21/Aが採用していない典拠データ要素

FRAD				日本国内の典拠マニュアル						
実体	属性/関連	属性/関連名	属性/関連中の要素	国公立1	国公立2	商用1	商用2	NC	Toc	計
個人	属性	伝記/経歴	出身大学・学部（最終学歴）	○	○	○		○		4
			受賞（賞歴）	○	○	○				3
			著者紹介	○		○				2
			卒業年		○					1
		個人に結びつくその他の情報	専攻・専門・研究分野	○	○	○	○	○		5
			肩書		○	○		○[1]	○	4
			著作に関する情報	○	○	○				3
			資格		○	○	○			3
			年齢		○					1
			故人であることの指示		○					1
			歴朝名等	○		○				2
	関連	その他の異名関連⇔個人の名称	個人名標目のカナヨミ	○	○	○		○	○	5
			個人の別表記（漢字・カナ・ひらがな・ローマ字）	○	○	○	○	○		5
			個人名標目のローマ字形		○	○	○		○	4
			異なるヨミ	○	○	○	○	○		5
団体	属性	団体と結びつく場所	都道府県名	○	○	○		○		4
		団体と結びつく日付	名称変更の日付		○			○		2
		団体と結び付くその他の情報	設置自治体名		○	○	○	○		4
			法人組織名	○	○			○		3
			機関コード		○					1
			機関コード区分		○					1
			日本の団体/外国の団体の別	○						1
	関連	その他の異名関連⇔団体の名称	団体の名称のカナヨミ	○	○	○	○	○	○	6
			その他の異名	○	○	○	○	○	○	6
			団体の名称のローマ字形		○	○	○		○	4
			団体の別表記（漢字・カナ・ひらがな・ローマ字）	○		○		○		3
			異なるヨミ	○	○	○		○		4
			団体の別言語略称		○	○				2
			原綴形を含むヨミ		△	○				2
統制形アクセスポイント	属性	統制形アクセスポイントのタイプ	東洋人/西洋人の別		○	○	○			3

[1] 提供を受けた参加機関マニュアルのうち1マニュアルでは，プライバシーの観点から入力しないことを明記していた
△：新規典拠ファイル作成時は入力しない

実体「団体」の属性データ要素のうち，都道府県名は4マニュアルで採用されており，町村や教育委員会等を標目にする場合などに記述される。設置自治体名は，自治体が設置した教育機関等の施設名を標目とするときに付加していた。法人組織名も3マニュアルで採用されていた。法人組織名は，団体の性格を表すと同時に同名異団体との識別を容易にするもので，国内マニュアルでは採

用されやすいと言える。

「日本の団体 / 外国の団体の別」は，国公立 1 がローマ字で表される日本の団体を標目とする際に，日本の団体と外国の団体を区別するために入力しているものである。国公立 2 の機関コード，機関コード区分は，官公庁や自治体を典拠形標目とする際に入力するものである。

実体「統制形アクセスポイント」の属性のうち，UNIMARC/A，MARC21/A に含まれない要素は「東洋人 / 西洋人の別」のみである。国公立 1 では，「日本人名（明治期以降）」，「日本人名（江戸期以前）」，「中国人名」，「韓国朝鮮人名」，「欧文形外国人名」，「その他の人名」を区分している。商用 1 および商用 2 では単に西洋人名か，東洋人名かを区別している。

商用 1，商用 2 はともに，典拠レコード ID の一部に，東洋人か西洋人かを識別するコードを加えている。どちらのマニュアルも外国人名に対して資料に表記されたカタカナ形を典拠形標目として採用する可能性のあることから，文字種の指定のために「東洋人 / 西洋人の別」を入力しているとは考えにくい。漢字形を持たずカタカナ形が典拠形標目となる日本人と西洋人，あるいは漢字形の別名を持つ西洋人と日本人を識別するために入力しているとも考えられるが，個人の属性「国」の採用をもってこれに代えられるものと考えられる。

2.　FRAD が採用していないデータ要素

実体「個人」の関連において，国内マニュアルにデータ要素が存在するものの，FRAD には当該のデータ要素において当てはまる関連が示されていないものがあった。こうした関連は 2 つあり，実体「団体」との「主宰・代表関連」，および実体「団体」との「創立関連」である。

「主宰・代表関連」においては，「主宰・代表団体名」および「代表者名」の 2 つのデータ要素が挙げられている。国公立 2 および商用 1 のマニュアルでは，個人が主宰する団体，あるいは代表を務める団体について，その団体名を識別のために注記エリアに，あるいは内部データとして記述することがある。それが「主宰・代表団体名」である。「代表者名」とは，国公立 1 および商用 1 のマニュアルに存在したデータ要素であり，団体名を標目とする場合に注記されるその団体の代表者名である。UNIMARC/A，MARC21/A ではこれらのデータ要素は存在しなかった。

「創立関連」のデータ要素は，「創立団体名」1 つである。「創立団体名」とは，ある個人が団体を創立した場合の団体の名のことで，商用 1 では注記エリアにこれを記述することがある。FRAD では家族と団体との創立関連は定義されているが，個人と団体に関しては定義されていない。しかし UNIMARC/A，MARC21/A は個人と団体の創立関連を記述可能としている。

C.　今後の課題

これまで見てきたように，国内で作成される著者名典拠データは，MLAR 必須要素，推奨要素をほぼ満たしており，著者名典拠データとして核となる部分は備えていると言える。FRAD の個々の実体のデータ要素や，データ要素を入力するためのフィールドについて不足があるが，実体「個人」，「団体」に不足しているデータ要素の多くは，UNIMARC/A，MARC21/A が 2009 年以降に追加したデータ要素であるので，UNIMARC/A，MARC21/A がそうしたように，国内でも現在のフォーマットを活かしつつ，データ要素とそのフィールドを加えることは難しくないと考えられる。トッカータは，既に MARC21 の改訂を受けてデータ要素を追加している。したがって，国内典拠データの FRAD 適用可能性は，本章で指摘したデータ要素および入力フィールドの追加によって高まると結論付けられる。

他方，データ要素を増やし，すべてのデータ要素に専用の入力フィールドを用意すれば，見た目がわかりにくい複雑なレコードとなる恐れがある。作成機関ごとに必要なデータ要素を選択できるとはいえ，データの交換を考えると，日本独自のデータ要素を含むさまざまなデータ要素を体系的に記述可能なフォーマットでなければならない。このようなジレンマを解消するため，今

後は従来の枠組みに縛られない新たな記述方式が求められる。ただし，当面は，UNIMARC/AやMARC21/Aを参考に，現行フォーマットを改訂するのが現実的である。特に，MARC21/Aの，関連の種類を自由に記述して参照形標目を記述できる構造は参考になるだろう。ただし，自然言語で関連の種類を記述する方法は見た目には分かりやすいが，同じ関連が担当者によって別の語で表現される恐れがあり，統制が必要となる。もし仮にUNIMARC/Aのように，数字やアルファベットによって関連の種類を表現する場合は，実際の作業では桁数の間違いなど，入力ミスが発生する可能性がある。FRAD化した典拠データの作成のためには，これらの問題点を，作業用インターフェースを入力しやすく工夫するなどによって解決する必要がある。

謝　辞

本稿は，慶應義塾大学大学院文学研究科修士課程図書館・情報学専攻情報資源管理分野に提出した修士論文をもとにしています。執筆にあたってご指導いただいた慶應義塾大学文学部田村俊作教授，マニュアルをご提供いただいた各機関の皆さま，そして貴重なご意見をいただいた査読者の方々に感謝いたします。なお，本調査は，2010年度三田図書館・情報学会研究助成を受けて実施しました。この場を借りて御礼申し上げます。

注・引用文献

1）IFLA Study Group on the Functional Requirements for Bibliographic Records. Functional Requirements for Bibliographic Records: Final Report. K. G. Saur, 1998, 136 p.
2）Tillett, Barbara B. “The FRBR Model（Functional Requirements for Bibliographic Records）”. 日本語，中国語，韓国語の名前典拠ワークショップ記録：第3回．国立情報学研究所，2002, p. 71–97.
3）IFLA Study Group on the Functional Requirements for Bibliographic Records. 書誌レコードの機能要件：IFLA書誌レコード機能要件研究グループ最終報告（IFLA目録部会常任委員会承認）．和中幹雄ほか訳．日本図書館協会，2004, 121p. の訳者まえがき（p. 5–6）による。
4）橋詰秋子．FRBRからみたJAPAN/MARCの特徴：「著作」を中心に．日本図書館情報学会誌．2009, vol. 55, no. 4, p. 213–229.
5）IFLA Working Group on Functional Requirements and Numbering of Authority Records（FRANAR）. Functional Requirements for Authority Data: A Conceptual Model. K. G. Saur, 2009, 101p.,（IFLA Series on Bibliographic Control, 34）.
6）IFLA Working Group on the Functional Requirements for Subject Authority Records（FRSAR）. Functional Requirements for Subject Authority Data（FRSAD）: A Conceptual Model. 2010, 75p., http://www.ifla.org/files/classification-and-indexing/functional-requirements-for-subject-authority-data/frsad-final-report.pdf,（accessed 2011-08-24）.
7）渡邉隆弘．典拠コントロールの現在：FRARとLCSHの動向．情報の科学と技術．2006, vol. 56, no. 3, p. 108–113. において，Contextualizeを文脈化，Justifyを正当化と訳しているが，本研究では利用者タスクの内容を分かりやすくするために筆者が新たに訳語を与えた。
8）Taylor, Arlene G.; Joudrey, Daniel N. The Organization of Information. 3rd ed., Libraries Unlimited, 2009, 512p.
9）Veve, Marielle. Applying the FRAD conceptual model to an authority file for manuscripts : Analysis of a local implementation. Cataloging & Classification Quarterly. 2009, vol. 47, no. 2, p. 125–144.
10）The BCC Working Group on Work Records for Music. “Final report”. Bibliographic Control Committee, Music Library Association. 2008-07-31. http://bcc.musiclibraryassoc.org/BCC-Historical/BCC2008/BCC2008WGWRM1.pdf,（accessed 2011-08-24）.
11）Riley, Jenn et al. “Definition of a FRBR-based metadata model for the Indiana University Variations3 Project, phase 2: FRBR group 2 & 3 entities and FRAD”. 2008-07-09. Variations3 Home. http://www.dlib.indiana.edu/projects/variations3/docs/v3FRBRreportPhase2.pdf,（accessed 2011-08-24）.
12）Hill, Amanda et al. “Names Project: final report”. JISC. 2009-07. http://www.jisc.ac.uk/media/documents/programmes/sharedservices/names-phase-one-final-report,.pdf,（accessed 2011-08-24）.
13）Danskin, Alan. “Analysis of data requirements for The Names Project prototype”. The Names Project. 2008-03. http://names.mimas.ac.uk/documents/Names_Data_Analysis_Report_7Apr08.pdf,（accessed 2011-08-24）.
14）The Names Project. “JISC Names project: MARC21 mapping”. 2008-07-04. http://names.mimas.ac.uk/documents/MARC_21_mapping.pdf,（accessed 2010-12-23）.
15）Willer, Mirna ed. UNIMARC Manual Authorities Format. 3rd ed, K. G. Saur, 2009, 309p.,（IFLA Series on

Bibliographic Control, 38).
16) “RDA in MARC: June 2011”. MARC Standards (Network Development and MARC Standards Office, Library of Congress). 2011-06-14. http://www.loc.gov/marc/RDAinMARC29.html, (accessed 2011-08-24).
17) Joint Steering Committee for Development of RDA. RDA Toolkit. American Library Association et al., 2010, http://access.rdatoolkit.org/, (accessed 2011-08-24).
18) “Mandatory data elements for internationally shared resource authority records: Report of the IFLA UBCIM Working Group on Minimal Level Authority Records and ISADN”. IFLANET. 1999-02-05. http://archive.ifla.org/VI/3/p1996-2/mlar.htm, (accessed 2011-08-24).
19) Patton, Glenn. “Re: About FRAD”. AUTOCAT. 2009-9-23. https://listserv.syr.edu/scripts/wa.exe?A2=ind0909D&L=AUTOCAT&P=R1469&1=AUTOCAT&9=A&J=on&d=No+Match%3BMatch%3BMatches&z=4, (accessed 2011-08-24).
20) VIAF. http://viaf.org/, (accessed 2011-08-24).
21) 例えば，国立国会図書館書誌部編．第4回書誌調整連絡会議記録集：名称典拠のコントロール．日本図書館協会，2004, 161p. では，国立国会図書館，国立情報学研究所，TRC，NS-MARC（ニッパンマーク），都立図書館等の典拠コントロールの実践例が報告されている。
22) 日本図書館協会目録委員会編．日本目録規則．1987年版改訂3版，日本図書館協会，2006, 445p.
23) Delsey, Tom. “Functional analysis of the MARC21 bibliographic and holdings formats”. Library of Congress, 2006-04-06. http://www.loc.gov/marc/marc-functional-analysis/functional-analysis.html, (accessed 2011-08-24).
24) The Names Project. “Names Project documents”. http://names.mimas.ac.uk/documents/index.html, (accessed 2011-08-24).
25) IFLA Working Group on Functional Requirements and Numbering of Authority Records. “A review of the feasibility of an International Standard Authority Data Number (ISADN)”. IFLANET. 2008-9-15. http://www.ifla.org/VII/d4/franar-numbering-paper.pdf, (accessed 2011-08-24).
26) 国立国会図書館．“書誌データの基本方針と書誌調整：基本方針”．http://www.ndl.go.jp/jp/library/data/personal.html,（参照 2011-08-24）.
27) 国立情報学研究所．“コーディングマニュアル”．目録所在情報サービス：ドキュメント：NACSIS-CAT 関連マニュアル．2010-03-19. http://www.nii.ac.jp/CAT-ILL/MAN2/CM/mokuji.html,（参照 2011-08-24）.
28) 日本図書館協会目録委員会．“個人情報保護と日本目録規則（NCR）との関係について”．2005-06-11. http://www.jla.or.jp/portals/0/html/mokuroku/kojinjoho_ncr.pdf,（参照 2011-08-24）.
29) “MARC 21 Format for Authority Data: table of contents”. MARC Standards (Network Development and MARC Standards Office, Library of Congress). 2010-09-21. http://www.loc.gov/marc/authority/, (accessed 2011-08-24).
30) “MARC format documentation overview”. MARC Standards (Network Development and MARC Standards Office, Library of Congress). 2011-04-05. http://www.loc.gov/marc/status.html, (accessed 2011-08-24).
31) Joint Steering Committee for Revision of AACR. Anglo-American Cataloguing Rules. 2nd ed., 2002 revision, 2005 update, American Library Association, 2002-2005, 1v. (loose-leaf).
32) 国立国会図書館．“「日本目録規則1987年版改訂3版　第II部　標目」適用細則（平成21年8月～）”．2009.8. http://www.ndl.go.jp/jp/library/data/hyomoku200908.pdf,（参照 2011-08-24）.
33) フィールド024にISNIを記述できるようになった時期は不明であるが，参照形標目の$0にISNIを記述可能になったのが2010年10月の更新からなので，フィールド024についても2010年10月の前後ではないかと考え，第7表では「●」とした。
34) ISNI: International Standard Name identifier. http://www.isni.org/, (accessed 2011-08-24).
35) Willer, Mirna. “IFLA UBCM Working Group on FRANAR recommendations for potential changes in the UNIMARC Authorities Format”. UNIMARC & Friends: Charting the New Landscape of Library Standards: Proceedings of the International Conference Held in Lisbon, 20–21 March 2006. K. G. Saur, 2007, p. 61–68, (IFLA Series on Bibliographic Control, 30).
36) “MARC Code List for Organizations”. MARC Standards (Network Development and MARC Standards Office, Library of Congress). 2011-04-05. http://www.loc.gov/marc/organizations/, (accessed 2011-08-24).
37) International Council on Archives. International Standard Archival Authority Record for Corporate Bodies, Persons and Families. 2nd ed., International Council on Archives, 2004, 70 p., http://wien2004.ica.org/sites/default/files/ISAAR2EN.pdf, (accessed 2011-08-24).
38) 森本祥子．“アーカイブズにおける記述標準化の動向”．図書館目録とメタデータ：情報の組織化における新たな可能性．日本図書館情報学会研究委員会編．勉誠出版，2004, p. 145–165,（シリーズ図書館情報学のフロンティア，4）.
39) 五島敏芳．アーカイブズ情報の電子化・保存と共有化の動向．情報知識学会誌．2007, vol. 17,

no. 4, p. 217–224によれば，2003年12月6日，東京（慶應義塾大学）での情報知識学会・人文社会科学系部会「歴史研究と電算機利用ワークショップ」にて，五島は「アーカイブズ管理過程における記述とEAD・EACのXMLによる実現」と題した口頭発表を行い，日本のアーカイブズに登場する人物の情報を素材に，EAC適用実験を公表した。EACとは，ISAAR（CPF）で定められた規則に従って典拠レコードを記述するための規格，Encoded Archival Context : Corporate bodies, Persons, and Familiesのことである。

40）「電子メールアドレス」,「電子的な情報」については定期的なメンテナンスが課題となるであろう。特に電子的な情報源を示すURLの変更や消失が懸念される。“Guidelines for the use of Field 856”. MARC Standards（Network Development and MARC Standards Office, Library of Congress）. 2010-01-07. http://www.loc.gov/marc/856guide.html,（accessed 2011-08-24）. では，OCLCが開発したPersistent Uniform Resource Locators（PURLs）が紹介されている。PURLsとは，永続的なURL（PURL）を提供し，例えURLが変更となってもPURLに接続すれば移転先のURLに自動的にリダイレクトされる仕組みである。

41）Cutter, Charles A. Rules for a Printed Dictionary Catalogue.［Govt. Print, Off., 1876］, 89p., http://www.archive.org/details/cu31924029518978,（accessed 2011-08-24）.

42）Committees of the Library Association; American Library Association eds. Cataloguing Rules: Author and Title Entries. English ed., Library Association, 1908, 88p.

43）Catalog Code Revision Committee of the American Library Association; Committee of the（British）Library Association. A.L.A. Catalog Rules, Author and Title Entries. Preliminary American 2nd ed., American Library Association, 1941, 408p.

44）American Library Association; Library of Congress; Library Association; Canadian Library Association. Anglo-American Cataloguing Rules: British Text. Library Association, 1967, 327p.

45）Library of Congress Rule Interpretations. 2nd ed., Cataloging Distribution Service, Library of Congress, 1989–, 2v.（loose-leaf）.

要　　旨

【目的】本研究の目的は，日本国内で作成される，日本人名・日本の団体名に関する著者名典拠データの構造や内容を分析し，『典拠データの機能要件（*Functional Requirements for Authority Data*；FRAD）』を日本の著者名典拠データに適用する上で課題となる点を検討することである。

【方法】まず，FRAD適用の要件として，日本の著者名典拠データに（1）国際共有のために典拠レコードに含めるべき要素を定めた，*Mandatory Data Elements for Internationally Shared Resource Authority Records*（MLAR）の必須要素および推奨要素が含まれていること，（2）FRADの属性，関連の中で，既にFRADへの対応を済ませたUNIMARC典拠フォーマット，MARC21典拠フォーマットが採用しているデータ要素が含まれていること，（3）前記（2）の各データ要素を入力可能なフィールドが存在すること，の3要件を設定した。次に，日本国内で典拠ファイルを作成している6機関の典拠フォーマットおよびマニュアルを収集し，各機関が典拠ファイルに記述している典拠データ要素を抽出して，UNIMARCおよびMARC21フォーマットに採用されているデータ要素とのマッピングを行い，これら3要件を満たしているか検討した。

【結果】国内の著者名典拠データは，（1）の要件はほぼ満たすが（2）と（3）の要件は満たしておらず，FRAD適用のためには，実体「個人」,「団体」の属性，異なる実体間の関連や，関連の種類などのデータ要素，ならびにこれらを入力可能なフィールドを採用すべきであることが明らかとなった。さらに，日本の典拠データに含まれるが，UNIMARC，MARC21フォーマットには採用されていない日本独自のデータ要素も明らかとなった。